株式会社 名村造船所
NAMURA SHIPBUILDING CO.,LTD.

証券コード：7014

第126回 定時株主総会 招集ご通知

日 時 2025年6月24日（火）
午前10時（受付開始 午前9時）

会 場 大阪市西区立売堀三丁目1番1号
大阪トヨペットビル9階会議室

インターネットまたは書面による議決権行使について

本株主総会では、インターネットまたは書面（郵送）により議決権を行使できますので、株主の皆様におかれましては、議決権を事前行使くださいますようお願い申しあげます。

行使期限：2025年6月23日（月）午後5時30分

本年は株主総会ご出席者へのお土産を取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますよう宜しくお願い申しあげます。

株主の皆様へ

株主の皆様には、
平素より格別のご支援を賜り、
厚くお礼申しあげます。
さて、
当社第126回定時株主総会を
次のとおり開催いたしますので、
ご出席くださいますよう
ご案内申しあげます。

代表取締役社長 **名村 建介**

経営理念「存在感」

私達は、
　お客様にとって
　働く人にとって
　地域にとって
　日本にとって
　世界にとって
必要とされる企業であり続けたい

私は、
　お客様にとって
　職場にとって
　家族にとって
　地域にとって
なくてはならない存在になりたい

「存在感」が当社の経営理念です

招集ご通知

証券コード　7014
2025年６月２日

株主各位

大阪市西区立売堀二丁目１番９号
株式会社　名村造船所
代表取締役社長　名村 建介

第126回 定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第126回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申しあげます。
　本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイトに「第126回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。
　以下のウェブサイトにアクセスして「株主・投資家情報」「株主総会」の順に選択してご覧ください。

当社ウェブサイト　(https://www.namura.co.jp/)

　また、当社ウェブサイトのほか、インターネット上の以下のウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト
(https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show)

　東京証券取引所ウェブサイトにアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

**　なお、当日ご出席願えない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいまして、2025年６月23日（月）営業時間終了時（午後５時30分）までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

法令および当社定款第15条第２項に基づき電子提供措置事項から一部を除いた書面をご送付しております。ご送付している書面の項番は電子提供措置事項と同一となっておりますのでご了承ください。

記

1 日　　時	2025年６月24日（火曜日）午前10時（受付開始 午前９時）
2 場　　所	大阪市西区立売堀三丁目１番１号　大阪トヨペットビル９階会議室
3 目　的　事　項	報告事項　（1）第126期（2024年４月１日から2025年３月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 （2）第126期（2024年４月１日から2025年３月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項　第１号議案　剰余金の処分の件 第２号議案　取締役４名選任の件 第３号議案　補欠監査役１名選任の件 第４号議案　取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 第５号議案　監査役（社外監査役を除く）に対する株式報酬型ストックオプション制度廃止の件
4 招集にあたっての決　定　事　項	● 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。 ● 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い ・郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。 ・インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。 ● 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。 ・事業報告「3新株予約権等に関する事項」「5会計監査人に関する事項」「6業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項」「7業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」「8株式会社の支配に関する基本方針」 ・連結計算書類「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」 ・計算書類「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

以　上

＜お　願　い＞

・ 当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
・ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使の方法についてのご案内

議決権行使の方法は、以下の方法がございます。

インターネットによる行使の場合

当社の指定する議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスいただき、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2025年６月23日（月曜日）
午後５時30分まで

詳細は、次ページ「インターネットによる議決権行使のご案内」をご覧ください 。

書面による行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年６月23日（月曜日）
午後５時30分までに到着

株主総会にご出席の場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提示ください。

開催日時

2025年６月24日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前９時）

■ 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

(1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。

(2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権をご行使される場合は、**2025年６月23日（月曜日）午後５時30分まで**に、パソコン、スマートフォン等から当社の指定する議決権行使サイトにアクセスいただき、画面の案内に従ってご行使いただきますようお願いいたします。

ＱＲコードを読み取る方法

スマートフォン等でＱＲコードを読み取っていただくことで、ログインＩＤ・パスワードの入力が不要になります。

❶ 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用ＱＲコード」を読み取ってください。

議決権行使書副票（右側）

❷ 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

⚠ インターネットによる議決権行使の場合の注意点

(1) インターネットによる議決権行使は、毎日午前２時30分から午前４時30分までは取り扱いを休止します。
(2) パソコン、スマートフォン等によるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。
(3) パソコン、スマートフォン等による、議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は、株主様のご負担となります。

ログインＩＤ・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト ▶ **https://evote.tr.mufg.jp/**

❶ パソコン、スマートフォン等から、上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。

❷ 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログインＩＤ」および「仮パスワード」をご入力ください。

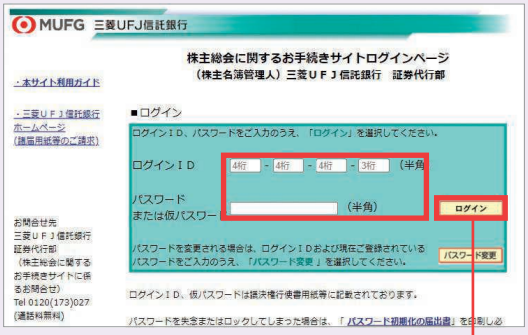

入力後、「ログイン」をクリック

❸ 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

システム等に関するお問い合わせ

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）

0120-173-027（通話料無料）　受付時間9:00～21:00

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社の配当につきましては、安定的かつ継続的な配当による株主還元と経営基盤の強化や新たな事業展開等による企業価値拡大への挑戦等とのバランスを計りながら、当期および今後の業績見通しや業界動向と財務状況や今後の事業戦略を総合的に勘案して、決定することとしております。

当期の期末配当につきましては、当期収益状況等に鑑み、次のとおりといたしたく、よろしくご承認をお願いするものであります。

期末配当に関する事項

1	配当財産の種類	**金銭**
2	株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額	**当社普通株式１株につき金30円……総額2,081,291,430円** なお、中間配当金（当社普通株式１株につき金20円）を加えた年間配当金は、当社普通株式１株につき金50円となります。
3	剰余金の配当が効力を生じる日	**2025年６月25日**

第２号議案　取締役４名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役 名村建彦、名村建介および向周の３名は任期満了となりますので、経営の透明性の向上およびコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため社外取締役１名を増員し、取締役４名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

1 名村 建彦（な むら たつ ひこ）　1941年１月５日生

所有する当社株式数：330,444株　再任　男性

■ 略歴、地位および担当

1964年４月　丸紅飯田株式会社(現 丸紅株式会社)入社
1986年４月　同社船舶第二部企画調整室長
1987年１月　当社入社、特別顧問
1987年６月　当社取締役副社長
1988年６月　当社代表取締役社長
2010年４月　当社代表取締役会長兼社長
2011年４月　当社代表取締役会長(現)

■ 重要な兼職の状況

● 函館どつく株式会社　取締役会長
● 佐世保重工業株式会社　取締役会長

■ 取締役候補者とした理由

同氏は、長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い識見を有し、当社の代表取締役会長に相応しい経験と能力を有しております。これらの経験、能力、実績を生かし今後も当社のさらなる発展を牽引することが期待できることから取締役候補者といたしました。

2 名村 建介（な むら けん すけ）　1973年６月15日生

所有する当社株式数：91,217株　再任　男性

■ 略歴、地位および担当

1997年４月　当社入社
2004年４月　当社経営業務本部経営管理部長
2005年６月　当社取締役兼執行役員経営業務本部経営管理部長
2006年４月　当社取締役兼執行役員経営業務本部副本部長
2006年10月　当社取締役兼執行役員経営業務本部長
2007年４月　当社取締役兼常務執行役員経営業務本部長
2008年４月　当社取締役兼専務執行役員経営業務本部長
2009年10月　当社取締役兼専務執行役員経営業務本部・生産業務本部統轄
2010年４月　当社代表取締役副社長社長補佐 兼経営業務本部・生産業務本部統轄
2011年４月　当社代表取締役社長(現)

■ 重要な兼職の状況

● 函館どつく株式会社　代表取締役
● 佐世保重工業株式会社　代表取締役社長

■ 取締役候補者とした理由

同氏は、当社事業・業務に関する豊富な知識と会社経営に関する識見を有し、当社の代表取締役社長に相応しい経験と能力を有しております。これらの経験、能力、実績を生かし今後も当社のさらなる発展を牽引することが期待できることから取締役候補者といたしました。

3 向（むこう） 周（しゅう） 1969年12月11日生

所有する当社株式数： 16,898株

再任　男性

■ 略歴、地位および担当

1994年４月　当社入社
2013年４月　当社経営業務本部経営管理部長
2017年４月　当社経営業務本部企画部長
2020年４月　当社経営業務本部長代行
　　兼企画部長兼東京事務所長
2020年７月　当社執行役員経営業務本部長
　　兼企画部長兼東京事務所長
2021年６月　当社取締役兼執行役員経営業務本部長
　　兼企画部長兼東京事務所長
2021年７月　当社取締役兼執行役員経営業務本部長
　　兼東京事務所長
2022年４月　当社取締役兼常務執行役員経営業務本部長
　　兼東京事務所長(現)

■ 重要な兼職の状況

- 函館どつく株式会社　監査役
- 佐世保重工業株式会社　監査役

■ 取締役候補者とした理由

同氏は、経理・財務・企画等の分野での豊富な経験を有し、当社の取締役に相応しい経験と能力を有しております。これらの経験、能力、実績を生かし今後も当社のさらなる発展を牽引することが期待できることから取締役候補者といたしました。

4 河端 瑞貴（かわばた みずき） 1972年10月３日生

所有する当社株式数： 0株

新任　女性　社外

■ 略歴、地位および担当

2005年７月	東京大学空間情報科学研究センター助教授 (2007年４月より准教授)
2012年４月	慶應義塾大学経済学部准教授
2014年４月	慶應義塾大学経済学部教授(現)
2023年６月	公益財団法人日本住宅総合センター評議員 (現)

■ 重要な兼職の状況

- 慶應義塾大学経済学部　教授
- 公益財団法人日本住宅総合センター　評議員

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割

同氏は、慶應義塾大学の教授として培われた幅広い識見を有しており、独立した立場から当社の経営に有用な意見・助言をいただける経験と能力を有しております。また、当社の女性活躍や人材育成などにも重要な提言を行っていただく予定としております。これらの点を踏まえ、取締役会の透明性の向上および監督機能の強化への貢献が期待できることから、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

（注）1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 河端瑞貴氏の戸籍上の氏名は、加藤瑞貴であります。
3. 河端瑞貴氏は社外取締役候補者であります。なお、同氏の選任が承認された場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
4. 河端瑞貴氏の選任が承認された場合は、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の損害賠償責任について、法が定める最低責任限度額を限度とする契約を締結予定であります。
5. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役が損害賠償請求がなされたことにより被る法律上の損害賠償金および争訟費用による損害等が填補されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。

（ご参考）取締役スキルマトリックス（本総会において各候補者が選任された場合）

氏 名	経営全般	コンプライアンス・リスク管理	財務・会計	営業・マーケティング	技術（生産・ＩＴ）・開発	人材開発・育成	グローバル	ＥＳＧ
名村 建彦	●	●	●	●		●	●	●
名村 建介	●	●	●	●			●	●
間渕 重文	●	●	●	●			●	●
坂田 貴史	●			●	●		●	●
向　　周	●	●	●		●	●		●
古川 芳孝	●				●	●		●
安酸 庸祐	●	●				●		●
河端 瑞貴	●				●	●	●	●

※表中の●は、各取締役の有するすべての知見や専門性を表すものではありません。

本株主総会終結後の社外取締役・女性取締役の比率

社外取締役比率	女性取締役比率
３７．５％ （３名／８名）	**１２．５％** （１名／８名）

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

本定時株主総会開始の時をもって、2024年６月25日開催の第125回定時株主総会において選任いただいた補欠監査役山本紀夫氏の選任の効力が失効しますので、あらためて、社外監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

山本 紀夫（やまもと のりお）　1952年６月29日生　所有する当社株式数：　0株　男性　社外

■ 略歴および地位

1981年４月　弁護士登録
1984年１月　坂口・山本法律事務所設立
1995年４月　山本法律事務所設立（2016年 9月　山本＆パートナーズ法律事務所に名称変更）
2006年６月　久留米運送株式会社 社外監査役(現)
2020年４月　ＴＭＩ総合法律事務所福岡オフィスにパートナーとして参画(現)

■ 重要な兼職の状況

●弁護士
（ＴＭＩ総合法律事務所パートナー）
●久留米運送株式会社　社外監査役

■ 補欠の社外監査役候補者とした理由

同氏は、弁護士としての経験・識見が豊富であり、専門的な見地から公正かつ客観的な立場で取締役の業務執行状況を監査する能力を有していることから社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断したためであります。なお、同氏は、直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

（注）1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 山本紀夫氏は補欠の社外監査役候補者であります。なお、同氏が監査役に就任された場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 山本紀夫氏が監査役に就任された場合には、当社は、同氏との間で、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の損害賠償責任について、法が定める最低責任限度額を限度とする契約を締結する予定であります。
4. 当社は監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役が損害賠償請求がなされたことにより被る法律上の損害賠償金および争訟費用による損害等が填補されます。なお、山本紀夫氏が監査役に就任された場合には、当該保険契約の被保険者となります。
5. 当社は、山本紀夫氏が所属するＴＭＩ総合法律事務所に対し、弁護士報酬を支払っております。当社は、当社グループから直近事業年度における年間1,000万円またはその者の直近事業年度における総収入額の２％のいずれか高い方の額を超える財産を受けている団体に所属する者ではないことを独立性判断基準の一つとしておりますが、同事務所への報酬はこの基準に抵触しておりません。なお、その他の兼職先と当社の間に重要な取引その他の関係はありません。

第４号議案　取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2010年６月24日開催の第111回定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人分給与を含まない。）とすること、および、上記報酬枠とは別枠で2012年６月26日開催の第113回定時株主総会においてストックオプションに関する報酬枠として年額120百万円、新株予約権の上限数は年950個とする旨のご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、現行のストックオプションとしての新株予約権に関する報酬制度に代えて、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案につきご承認をいただいた場合、ストックオプション制度を廃止し、今後、対象取締役に対するストックオプションとしての新株予約権を新たに発行しないことといたします。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することといたします。

現在の取締役は７名（うち社外取締役２名）でありますが、第２号議案「取締役４名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は８名（うち社外取締役３名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年200,000株以内といたします。

なお、その１株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行または処分ならびにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とし

ます。また、本議案における報酬額の上限、発行または処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を後述【ご参考】欄に記載の内容に変更する予定です。）その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

【本割当契約の内容の概要】

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より当社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任または退職した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（2）退任または退職時の取り扱い

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に当社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任または退職した場合には、その退任または退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（3）譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、①当該対象取締役が正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任または退職した場合、または、②当該対象取締役が役務提供期間の満了後においても、譲渡制限期間の満了前に正当な理由以外の理由により、当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、

なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（4）組織再編等における取り扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（5）その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

【ご参考】取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は取締役会決議により、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。

当社の取締役の報酬は、株主の負託に応えるべく、適切な人材の確保・維持、業績向上へのインセンティブの観点を考慮し、取締役の職位を踏まえた報酬体系、報酬水準とすることを基本方針としております。具体的には、社外取締役を除く取締役の報酬は、固定報酬となる月額報酬、業績連動報酬（賞与）および譲渡制限付株式報酬により構成し、社外取締役の報酬はその役割・職務の内容を勘案し、固定報酬としての月額報酬のみとしております。

当社の取締役の基本報酬は固定報酬となる月額報酬とし、役位・職責に応じて他社水準、従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

業績連動報酬（賞与）は、当社グループの業績と直接連動させるため業績指標（連結営業利益）を反映した現金報酬とし、事業環境の見通し等を勘案して支給の是非を決定するものとしております。支給額は各取締役の役位・職責に基づいて決定し、毎年、一定の時期に支給するものとしております。

非金銭報酬等は譲渡制限付株式報酬とし、当社グループの中長期的な成長のためのモチベーションを高めるとともに株主目線に立った企業価値の最大化を促進する観点から付与するものとしております。付与個数は、各取締役の役位・職責に基づいて決定し、毎年、一定の時期に付与いたします。

固定報酬および単年度の業績指標に連動する業績連動報酬（賞与）ならびに中長期インセンティブ報酬である譲渡制限付株式報酬の割合は、事業環境や財務状況、剰余金の配当状況を踏まえ、基本方針に相応しい割合とするものといたします。

なお、各取締役の報酬決定に際しては、指名・報酬委員会の助言を受けております。

第５号議案　監査役（社外監査役を除く）に対する株式報酬型ストックオプション制度廃止の件

当社の監査役の報酬限度額（賞与を含む）については、2008年6月26日開催の第109回定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただき、別枠で社外監査役を除く監査役に対する株式報酬型ストックオプションに関する報酬限度額として年額６百万円と決議いただいております。

今般、監査役の役割を踏まえ、株式報酬型ストックオプション制度（以下「本制度」といいます。）を廃止し、月額固定報酬のみとすることにつきご承認をお願いするものであります。

本制度では、監査役は当社から支給された金銭報酬債権と新株予約権の払込債務とを相殺し、当社の新株予約権の割当てを受けることとなっておりましたが、遵法監査を担うという職責をより一層重視し、本総会終結の時以後、監査役に対する本制度を廃止することといたしたく存じます。

以　上

〈メ　モ　欄〉

1 企業集団の現況に関する事項

（１）企業集団の事業の経過およびその成果

■ 当連結会計年度の経営環境と業績

当連結会計年度の業績は以下のとおりです。　（単位：百万円）

	前連結会計年度	**当連結会計年度**	増減額	増減率
売上高	135,006	**159,227**	24,221	17.9%
営業利益	16,493	**29,466**	12,973	78.7%
経常利益	20,007	**29,504**	9,497	47.5%
親会社株主に帰属する当期純利益	19,954	**26,245**	6,291	31.5%

当連結会計年度の為替レートは以下のとおりです。

	前連結会計年度	**当連結会計年度**	差額
期末レート(連結会計年度末)(注1)	151.41円/US$	**149.52円/US$**	1.89円 円高
売上高平均レート(連結会計年度)(注2)	143.58円/US$	**150.00円/US$**	6.42円 円安

(注1)未入金かつ未予約のドル建売上高は当連結会計年度末のレートでもって円換算しております。
(注2)売上高平均レートは、「為替予約済レートを含む円換算売上高総額」÷「ドル建て売上高総額」であります。

（概況）
当連結会計年度の世界経済は大きな課題を抱えながらも底堅く成長を続けており、我が国経済も好調な企業業績・設備投資に支えられて良好な状態が続きましたが、グローバル的な不確実性は依然として高い水準にありました。
世界の新造船市場においては、2021年以降は受注量が竣工量を大きく上回る状況が続き、日本造船所はおよそ3.5～４年分の受注残を確保しておりますが、中国造船所は竣工量、受注量、手持工事量が載荷重量トン（DWT）で、それぞれ世界全体の55.7%、74.1%、63.1%と15年連続で世界一になる強大な存在となりました。
当連結会計年度の経営成績は、中核である新造船事業において、売上高平均為替レートが前期比６円42銭の円安であったことに加えてハンディ型撒積運搬船の大量連続建造効果により建造量が期初計画より増加し、修繕船事業、鉄構・機械事業においては構造改革が順調に進捗した結果、売上高は159,227百万円、営業利益は29,466百万円、経常利益は29,504百万円、税金等調整前当期純利益は29,590百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は26,245百万円となりました。

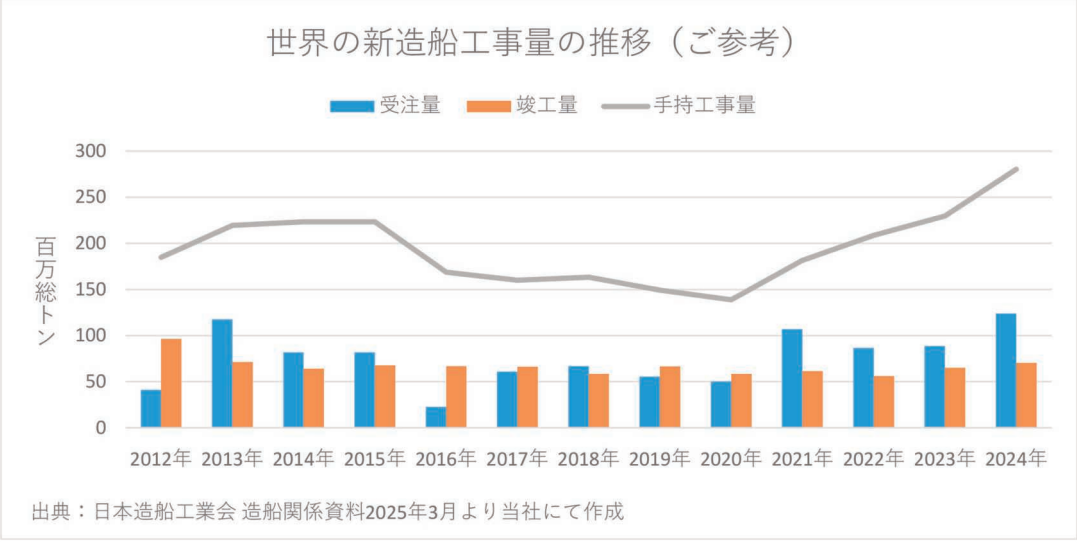

■ 事業別の営業の状況

事業別売上高および営業利益

	売上高(百万円)				営業利益(百万円)			
事業区分	前連結会計年度	**当連結会計年度**	前年同期比増減額	前年同期比増減率(%)	前連結会計年度	**当連結会計年度**	前年同期比増減額	前年同期比増減率(%)
新　造　船	102,834	**122,877**	20,043	19.5	16,780	**27,572**	10,792	64.3
修　繕　船	18,990	**23,041**	4,051	21.3	1,766	**3,636**	1,870	105.8
鉄構・機械	6,858	**6,225**	△633	△9.2	△122	**115**	237	—
そ　の　他	6,324	**7,084**	760	12.0	511	**836**	325	63.6
(消去又は全社)					(△2,442)	**(△2,693)**	(△251)	
合　　計	135,006	**159,227**	24,221	17.9	16,493	**29,466**	12,973	78.7

新造船事業

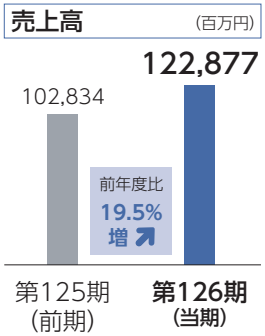

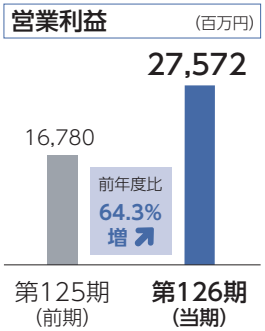

当連結会計年度の売上高は122,877百万円（前年同期比19.5％増）、営業利益は27,572百万円（前年同期比64.3％増）となりました。資機材価格の高騰や人件費の大幅な上昇があったものの、ドル円相場が円安水準で推移したこと、当期のグループ中核商品と位置付けているハンディ型撒積運搬船の連続・大量建造により建造量が期初計画より増加したこと、海外を含めたサプライチェーンの再編や設計・製造・調達など関係者一丸となった原価削減活動により想定以上の原価削減効果が出たこと等により、前期比で大幅な増収増益となりました。
当連結会計年度におきましては、ハンディ型撒積運搬船23隻に加えて、地球環境に配慮したＬＰＧ燃料対応大型ＬＰＧ・アンモニア運搬船（ＶＬＧＣ）１隻およびＬＮＧ二元燃料大型撒積運搬船１隻を完工し、ＶＬＧＣ２隻および大型撒積運搬船10隻、ハンディ型撒積運搬船10隻を受注した結果、当連結会計年度末の受注残高は394,070百万円（前年同期比26.8％増）となりました。

【掲載写真】船種：ＬＮＧ二元燃料大型撒積運搬船　船名：ＳＧ ＳＵＮＲＩＳＥ
載貨重量：112,097トン 寸法：長さ299.92m × 幅50.00m × 深さ25.20m　引渡日：2025年３月25日

修繕船事業

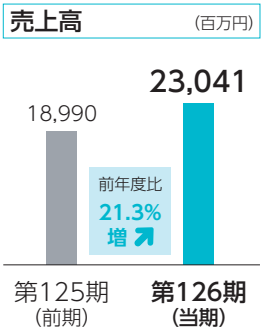

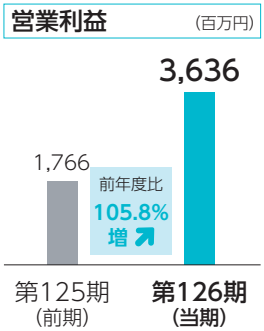

【掲載写真】郵船クルーズ株式会社
船名：飛鳥Ⅱ　工事名称：定期検査工事
工期：2024年11月５日～12月10日

佐世保重工業株式会社と函館どつく株式会社が担う修繕船事業において、当連結会計年度の売上高は23,041百万円（前年同期比21.3％増）、営業利益は3,636百万円（前年同期比105.8％増）となりました。主力の国内艦艇修繕工事が順調に完工したことに加えて、佐世保重工業株式会社においては、新造船部門から修繕船部門に移籍した人員の技術・技能習熟度の向上により事業基盤の強化が進み、技術難易度が高い民間船の大型修繕工事や米軍艦艇にも積極的に取り組み、函館どつく株式会社においては海上保安庁巡視船「えちご」の修復工事を14か月にわたり実施し完工するなど、両社の操業量が拡大し利益率も改善した結果、前期比で大幅な増収・増益となりました。
当連結会計年度末の受注残高は5,324百万円（前年同期比50.3％減）となりました。

なお、復旧工事後の巡視船「えちご」は35年前の新造船建造時の性能を取り戻し、これに対して海上保安庁第九管区保安本部長より感謝状を賜りました。

感謝状

函館どつく株式会社
巡視船えちご臨時工事
プロジェクトチーム殿

貴社は巡視船えちご復旧工事にあたり
広範囲にわたる損傷箇所の修理や軸芯
調整などの極めて困難かつ膨大な作業を
卓越した技術力と献身的な努力により
同船の性能を完全に回復させ無事完工を
果たしもって海上保安業務体制の確保に
多大な貢献をされました
その功績はまことに顕著であります
よって深く感謝の意を表します

令和七年三月六日
第九管区海上保安本部長
猪瀬　雅樹

鉄構・機械事業

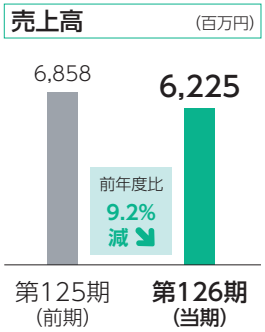

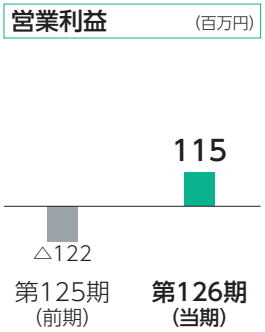

当連結会計年度の売上高は6,225百万円（前年同期比9.2％減）、営業利益は115百万円（前年同期は122百万円の営業損失）となりました。鉄構橋梁部門において2023年７月に発生させました橋桁落下事故は、再発防止策を講じて慎重に施工を実施し、本年３月に竣工・引渡を完了いたしましたが、同部門の操業量や新規受注量は減少の止む無きに至りました。舶用機械部門においては、主力の舶用エンジン向けクランクシャフトの事業環境が改善し、課題であった原材料費の高騰対策についても調達先の多様化を進めたコスト削減に加え、生産効率の改善等により黒字転換を達成し、鉄構・機械事業としても営業利益を確保いたしました。
当連結会計年度末の受注残高は5,403百万円（前年同期比21.8％減）となりました。

【掲載写真】ご発注者：国土交通省　九州地方整備局
工事名：県道坂本人吉線災害復旧坂本橋上部工工事　鋼重：884.0トン

その他事業

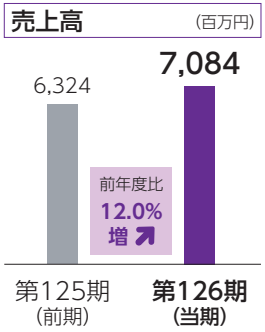

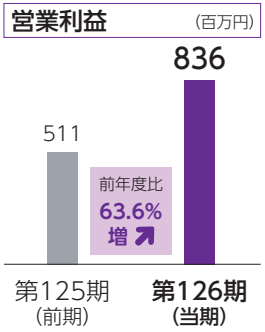

当連結会計年度の売上高は7,084百万円（前年同期比12.0％増）、営業利益は836百万円（前年同期比63.6％増）となりました。
当連結会計年度末の受注残高は1,696百万円（前年同期比16.4％減）となりました。

（2）企業集団の資機材調達および外注

新造船の主材料である鋼材の価格は、市況の弱さを背景に直近では値下がり傾向にあるものの、米国の追加関税や各国の保護主義貿易（アンチダンピング措置）など先行きは不透明な状況であり、値上がりに転じることが懸念されます。
その他の資機材価格や外注製作経費は、インフレやエネルギーコスト、人件費などが上昇しており、値上げ要請の波が強く押し寄せてきておりますが、円高は海外調達のチャンスでもあるので、サプライチェーンの国際化を加速させてまいります。
外部環境は厳しい状況が続いていますが、内外サプライチェーンの柔軟な見直しと再編や、同型船の連続建造と合理化設計によるコスト削減等でインフレの影響を低減するよう取り組んでおります。
また、外注業者における人手不足の問題や、機器類の調達納期の長期化などに対し、調達・生産管理部門と設計・製造部門との連携を強化して取り組んでおります。

（3）企業集団の設備投資、研究開発

当社伊万里事業所においては、ＡＩやＩｏＴ技術の活用による工場先進（スマートファクトリー）化を推進しており、製造現場の見える化や作業効率向上など生産性向上に寄与するシステム整備が一定の成果を挙げつつあります。
当連結会計年度においては、デジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）化の推進に加え、省人化設備の導入、省エネ機器への代替、既存設備の予防保全・老朽化設備の更新等を実施し、設備投資の総額は6,323百万円となりました。
また、新造船事業、修繕船事業、鉄構・機械事業、その他事業の各事業においては、基礎的な研究や新商品開発、生産技術の向上等を目的とした研究開発に取り組み、当連結会計年度における研究開発費の総額は556百万円となりました。

（4）企業集団の経営方針、経営環境および対処すべき課題等

当社グループは、既存中核事業の深化と新事業展開による進化を両輪とし、長期的視野に立ってグループの持続的発展に取り組むとともに、将来のための成長投資を加速させ、グループのさらなる収益拡大を目指してまいります。
中核である新造船事業におきましては、中長期的には次世代燃料船への代替需要を含む新造船需要が底堅く推移すると予測しており、建造量拡大のための大型設備投資を今後数年かけて進めてまいります。また、増産に向けて人材確保も課題であり、造船業の魅力や当社グループの情報を積極的に発信して人材採用を強化するとともにスマートファクトリー化による工場の自動化・見える化の取り組みを進め、生産性向上と効率改善を推進します。
修繕船事業におきましては、我が国の防衛費予算の増加や地政学的リスクの高まりにより事業環境が変わりつつあり、必要な経営資源を投入し、規模の拡大を目指してまいります。また、グループ経営の安定のためには鉄構・機械事業も基盤強化が不可欠であり、必要な人材の確保・育成や設備の拡充などを進めてまいります。
財務面においては、成長投資のために必要となる長期資金を政策金融も活用しつつ、金融機関や資本市場からバランスよく調達し最適な資本構成を検討してまいります。
当社グループの主力工場である伊万里事業所は2024年に竣工50周年を迎えました。
これまで以上に、地球環境の改善に向けた積極的な取り組みや地域社会への貢献により、株主はもとより顧客・取引先・金融機関・従業員・地域など様々なステークホルダーとの信頼関係の強化・拡大を図り、持続的な成長を期待される「存在感」ある企業グループの形成を目指してまいります。

新造船事業

新造船市場において需要は堅調に推移し、各国造船所が最長４～５年先までの手持工事量を確保する中で、中国は多くの船種で受注を加速させ生産量拡大の動きを見せており、今後の中国造船所建造船の大量竣工の影響が注視されます。一方で、世界的な温室効果ガス（ＧＨＧ）排出量ゼロを目指す動きとして、重油燃料船から次世代燃料船への代替需要を中心とした中長期的な需要増加が期待されております。
当社では既に大型ＬＰＧ・アンモニア運搬船（ＶＬＧＣ）やＬＮＧ二元燃料大型撒積運搬船などを完工しておりますが、新燃料船の建造工程は従来の船種と比べ長期化・複雑化する傾向があります。需要増加に応じた建造量拡大のためには設備の増強やスマートファクトリー化による生産現場の最適化・省人化が不可欠であり、主力工場である当社伊万里事業所においては、長期設備投資計画の策定に着手し、また、生産現場のデジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）化に取り組んでおり、函館どつく株式会社においても設備の近代化を推進してまいります。
将来のＧＨＧ排出量ゼロの実現のためには、水素燃料やアンモニア燃料等を使用するゼロエミッション船の普及が必要不可欠となります。当社グループはゼロエミッション船の技術開発に注力しており、当社は本年３月にアンモニアを燃料とした「大型アンモニア輸送船」を株式会社商船三井および三菱造船株式会社と開発し、設計基本承認を共同取得いたしました。当社グループは、地球環境に優しい船づくりによる持続可能な社会の実現のために、環境負荷低減を当社経営の最重要課題の一つと位置付けており、2050年カーボンニュートラルを掲げる政府方針に沿い温室効果ガスの排出削減を目指します。また、お客様のご期待に応えるべく、次世代燃料船の開発にも積極的に取り組み、低炭素社会の実現に貢献してまいります。
さらに、これまでお客様から高い評価をいただいている主力商品においてもさらに性能と品質を高め、受注力を強化してまいります。コスト面においても、設計から調達、製造の現場まで一貫したコスト削減活動を徹底してまいります。

修繕船事業

地政学的リスクの高まりや近年の日本周辺の安全保障環境の変化を受け、世界的に防衛費が増加しており、修繕船事業を取り巻く環境は大きく変化しております。我が国においても、防衛費予算の増額や国防事業を維持・強化するための法整備が進められており、また、米海軍は日本国内の修繕ヤードで大型艦艇の修繕工事を実施する検討を始めております。
当社グループにおきましては、修繕船事業の拠点として佐世保重工業株式会社、函館どつく株式会社の函館造船所および室蘭製作所の３拠点が連携し、国内艦艇や巡視船などの修繕工事において実績を重ね、我が国の安全保障体制の維持に貢献してまいりました。今後も、予想される修繕需要の増加の機会を捉えて確実に受注を獲得するとともに、米海軍の大型艦船修理の対応整備、岸壁・入渠工事においても受注を目指します。
また、ＬＮＧ運搬船、大型客船、フェリー、サプライボート、漁船などの一般商船の修繕工事においても、安定的な収益を確保してまいります。
両社ともに、人材確保や設備老朽化などの課題の解決と、さらなる規模の拡大と収益力の強化を目指して取り組んでおります。佐世保重工業株式会社はドック改修工事を経て国内最大級の修繕ヤードとなり、また海上自衛隊基地や米海軍基地に隣接するという立地条件を活かし、事業拡大を進めております。函館どつく株式会社におきましても、関東以北で唯一の大型船の修繕拠点としてさらなる成長を目指します。

鉄構・機械事業

当社および函館どつく株式会社が担う鉄構橋梁部門におきまして、2023年７月に橋桁落下事故を発生させました工事につきましては、再発防止策を講じて慎重に施工を実施し、本年３月に竣工・引渡を完了いたしました。引き続き他の工事についても安全管理を徹底し、無災害を継続することで一日も早い信頼回復に努めてまいります。
国内鋼道路橋の新設工事発注量は著しく低い水準で推移しており、インフレの影響もあって改善は見込み難い状況にあります。人材の適材適所配置やグループ内での連携を図り、鉄構・橋梁事業の受注力、施工能力、技術力を向上させ、工事量を確保し、安定収益体制を構築してまいります。
佐世保重工業株式会社が担う舶用機器部門においては、原材料高騰に伴って廉価・安定調達が継続的な課題でありますが、新造船の需要増に伴う舶用エンジンメーカー向けの需要は増加しており、シェア拡大のための受注力強化に努め、収益基盤のさらなる強化に取り組んでまいります。

その他事業

当社グループにおきましては、市場環境の変化に応じた事業ポートフォリオの最適化を目指しており、中核事業以外の分野を担当するグループ各社におきましても、収益拡大に取り組み、グループ収益基盤の強化・発展に貢献してまいります。

資材調達部門

新造船の主材料である鋼材の価格は、国内需要の低迷により年度後半には日本製鋼材価格の値下がりの傾向が顕著になってまいりましたものの国内製品と海外製品の調達価格差は依然として縮まっておりません。
主機（エンジン）やその他の調達品や外注製作経費については、原材料・エネルギーコストの高騰や人手不足・人件費の上昇を理由に大幅な値上げ基調にあり、物流費の高騰によりさらなる原価上昇が予想されるなど、厳しい状況が続いております。
当社グループは、海外を含めたサプライチェーンを見直し、円高を利用した海外調達品の拡大を各事業部と連携して進めてまいります。さらにグループ各社や取引先との連携を強化し、仕様の見直しや物流の効率化などを推進してまいります。

設備投資部門

今後新造船需要拡大が見込まれる中、新造船建造能力強化のための設備投資を推進してまいります。一方で生産年齢人口の減少が予測される状況を踏まえ、建造能力拡大と競争力を維持・強化するため、ＡＩやＩｏＴ技術を活用した工場先進（スマートファクトリー）化も推進し、生産現場の最適化・省人化を図ってまいります。
また、生産現場における省エネ機器の導入や稼働状況の見える化による機械設備の稼働改善などに引き続き取り組んでおり、省エネ法に基づく「事業者クラス分け評価制度」において８年連続のＳクラス（優良事業者）評価を受けました。同様に函館どつく株式会社においても３年連続のＳクラス評価を受けております。
グループ各社とも連携し、安全で安定した操業体制の維持・強化のため、既存設備の計画的な修繕や予防保全、保守点検を実施してまいります。
修繕船事業においてはクレーンなど老朽化設備の更新と乗組員設備の更新および宿泊施設の拡充を進めて乗組員の修繕期間中の滞在満足度を高めることで受注を増やし、操業度の高位平準化による収益のさらなる改善を支援してまいります。

研究開発部門

国際海事機関（ＩＭＯ）は、国際海運における温室効果ガス（ＧＨＧ）排出量を2050年頃までに実質ゼロに削減する目標を設定しました。この目標達成に向け、世界の海運・造船各社は次世代燃料船の開発や新技術の導入を加速させております。
当社グループにおきましても、これまでの重油燃料船と比較してＧＨＧ排出量の少ないＬＮＧ燃料船／ＬＰＧ燃料船やメタノール燃料船の開発を進めており、既に大型ＬＰＧ・アンモニア運搬船（ＶＬＧＣ）やＬＮＧ二元燃料大型撒積運搬船を完工しました。メタノール燃料船についても実用化に向けた開発段階にあります。
さらに、燃焼時のＧＨＧ排出量がゼロとなるアンモニア燃料や水素燃料に関する研究開発にも取り組んでおり、当社は本年３月にアンモニアを燃料とした「大型アンモニア輸送船」を株式会社商船三井および三菱造船株式会社と開発し、設計基本承認を共同取得しました。また、当社は岩谷産業株式会社が手掛けた水素燃料電池船の共同研究に参画し、技術開発に取り組みました。本船は2025年大阪・関西万博の開催期間中、会場までのアクセス手段として運航されております。
さらに、風力推進装置を搭載し風力を利用してＧＨＧ排出量や燃料消費量を削減する船舶や自動運航船などの新技術の開発についても今後注力してまいります。

管理間接部門

当社グループは、持続可能な社会への貢献と当社グループの持続的成長に向けて、従業員一人ひとりが立場や価値観を認め合い、多様な働き方を実現できる環境づくりに取り組んでおり、また、生産現場をはじめとする職場の安全管理の徹底に努め、災害ゼロを目指します。
グループガバナンスとリスク管理体制の一層の強化を図り、ＥＳＧ（環境・社会・ガバナンス）の要素を考慮した企業経営と投資活動を推進してまいります。

当社グループはさらなる「深化」と「進化」を続け、ステークホルダーの皆様に信頼され、成長を期待される「存在感」のある企業グループとして存続できるよう、より一層努力してまいります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう心よりお願い申しあげます。

環境への取り組み 製品における取り組み ～温室効果ガスの削減～

水素燃料電池船「まほろば」引渡

当社は、瀬戸内クラフト株式会社殿において建造しておりました岩谷産業株式会社殿向け国内初となる水素燃料・軽合金製双胴型旅客船（以下、水素燃料電池船）「まほろば」を2024年12月９日に引渡しました。なお、本船は岩谷産業株式会社殿にて2025年４月13日より開催されている「2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）」等で活用されます。
本船は、水素燃料電池とリチウムイオン２次電池を搭載したハイブリッド電気推進船で、従来船と比べ走行時にCO_2や環境負荷物質を排出しない高い環境性能だけでなく、におい、騒音、振動のない優れた快適性を有しております。
当社は、地球環境に優しい船づくりによる持続可能な社会の実現のために、環境負荷低減を当社経営の最重要課題の一つと位置付けており、2050年カーボンニュートラルを掲げる政府方針に沿い温室効果ガスの排出削減を目指します。また、お客様のご期待に応えるべく、次世代燃料船の開発にも積極的に取り組み低炭素社会の実現に貢献してまいります。

＜主要目＞

長さ	33.17m
幅（型）	8.0m
深さ（型）	2.5m
総トン数	177トン
定員	船員３名、旅客150名

（写真提供：岩谷産業株式会社殿）

女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定取得

当社は、2024年12月27日（金）付けで「女性の活躍に関する取り組みの実施状況等が優良な事業主」として「えるぼし」の認定を取得いたしました。
「えるぼし」認定とは女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定・届出をおこなった事業主のうち、女性の活躍推進に関する取り組みの実施状況を評価された事業主が、厚生労働省の認定を受けることができる制度です。
認定は「採用」、「継続就業」、「労働時間の働き方」、「管理職比率」、「多様なキャリアコース」の5つの評価項目でおこなわれ、基準を満たしている評価項目の数に応じて、3段階で評価されます。
当社は「採用」、「労働時間の働き方」、「管理職比率」、「多様なキャリアコース」の4つの評価項目において認定基準を満たし、2段階の認定（通称:えるぼし2つ星）を取得しました。
なお、九州・沖縄地区における輸送用機械器具製造業では当社が初の認定企業となります。
当社グループでは、女性の活躍の場を広げるよう女性従業員の積極的な採用、雇用する全従業員の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に取り組むとともに、国または地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力をおこなってまいります。

伊万里事業所竣工50周年記念 工場見学会を開催

当社は、2024年10月13日（日）、伊万里事業所の竣工50周年記念の一環として工場見学会を開催いたしました。
今回は完成間近のハンディ型撒積運搬船および船殻内業工場の見学に加え、市制施行70周年を迎える伊万里市とのコラボ特別企画も実施し、約7,000人の皆様にご来場いただきました。皆様、普段見ることのできない建造船や工場設備の大きさに驚かれるとともに、船内や船上からの様子を興味深く眺めておられました。また、会場内に設けた物産展や造船重機展示、スタンプラリー、建造船等を撮影できるスポットなども多くの皆様で賑わいました。

函館どつく・佐世保重工業も見学会を開催しました！

工場見学の様子は以下よりご覧ください。

函館どつく株式会社　佐世保重工業株式会社

（5）財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区　分		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度（当連結会計年度）
売上高	(百万円)	83,423	124,080	135,006	**159,227**
営業利益(△は損失)	(百万円)	△9,532	9,595	16,493	**29,466**
親会社株主に帰属する当期純利益(△は損失)	(百万円)	△8,419	11,194	19,954	**26,245**
１株当たり当期純利益(△は損失)	(円)	△121.88	161.85	287.86	**378.35**
総資産	(百万円)	123,721	124,901	174,791	**209,037**
受注残高	(百万円)	172,422	255,736	330,509	**406,493**

（注）1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。
2. １株当たり当期純利益または当期純損失は、期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。
3. 受注残高は「収益認識に関する会計基準」等によらず、工事の完成・引渡時点をもって算定された金額を記載しております。
4. 2024年度より「法人税、住民税及び事業税に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を適用しております。

売上高　(単位：百万円)

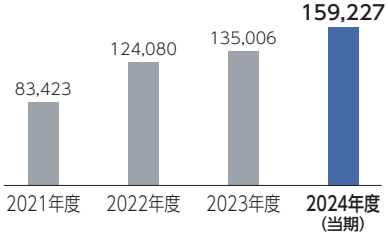

営業利益　(単位：百万円)

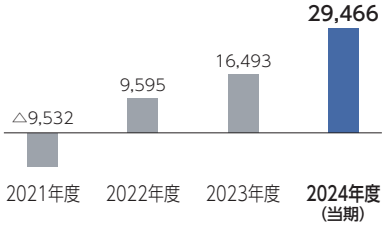

親会社株主に帰属する当期純利益　(単位：百万円)

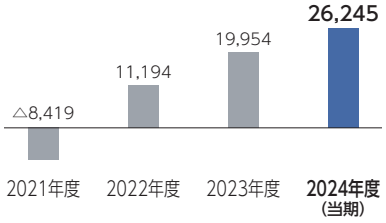

１株当たり当期純利益　(単位：円)

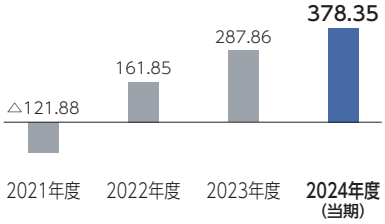

総資産　(単位：百万円)

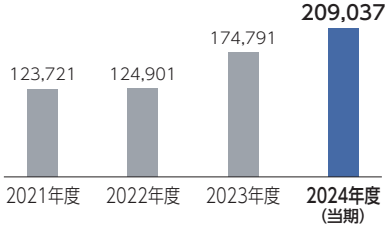

受注残高　(単位：百万円)

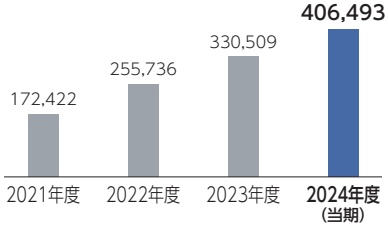

② 当社の財産および損益の状況の推移

区　分		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度（当事業年度）
売上高	(百万円)	68,838	85,507	104,852	**126,998**
営業利益(△は損失)	(百万円)	△10,608	6,087	12,451	**20,127**
当期純利益(△は損失)	(百万円)	△7,310	8,423	15,048	**19,184**
１株当たり当期純利益(△は損失)	(円)	△105.80	121.70	217.09	**276.55**
総資産	(百万円)	88,365	101,331	144,166	**168,558**

(注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。
2. １株当たり当期純利益または当期純損失は、期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。
3. 2024年度より「法人税、住民税及び事業税に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を適用しております。

売上高 (単位：百万円)

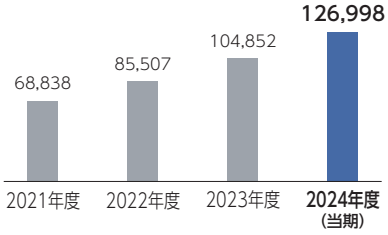

営業利益 (単位：百万円)

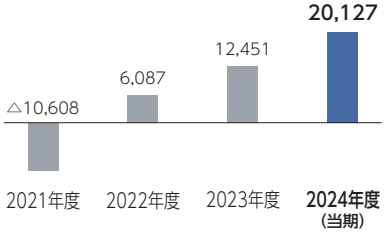

当期純利益 (単位：百万円)

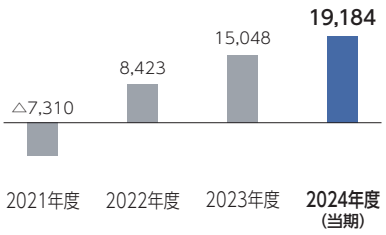

１株当たり当期純利益 (単位：円)

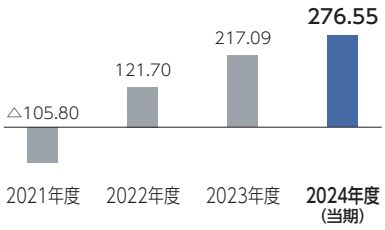

総資産 (単位：百万円)

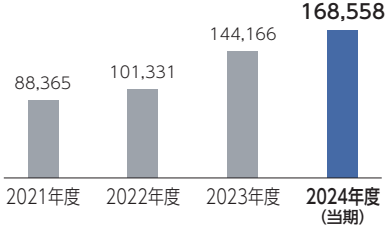

（6）重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　社　名	資本金（百万円）	当社の出資比率（%）	主要な事業内容
函館どつく株式会社	100	96.1	船舶製造業
佐世保重工業株式会社	100	99.7	船舶修繕業

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

（7）企業集団の主要な事業内容

① 新造船事業	各種船舶の製造販売
② 修繕船事業	各種船舶の修繕および解体
③ 鉄構・機械事業	橋梁等鉄鋼構造物の製造販売および修繕 舶用機械機器等の製作、修理
④ その他	機械、工具等の販売 ソフトウエア開発、情報機器の販売 設備の保全、保安業務

（8）企業集団の主要拠点等

① 当社	本社（大阪市西区）、伊万里事業所（佐賀県伊万里市）、 東京事務所（東京都港区）
② 函館どつく株式会社	本社・函館造船所（北海道函館市）、室蘭製作所（北海道室蘭市）、 東京事務所（東京都中央区）
③ 佐世保重工業株式会社	本社・佐世保造船所（長崎県佐世保市）、東京営業所（東京都港区）、 大阪営業所（大阪市西区）

（9）企業集団および当社の従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数（名）	前連結会計年度末比増減（名）
新造船	1,191	43増
修繕船	406	18増
鉄構・機械	162	9増
その他	538	5減
合計	2,297	65増

② 当社の従業員の状況

従業員数（名）	前期末比増減（名）	平均年令（才）	平均勤続年数（年）
1,093	38増	41.4	17.7

（10）企業集団の主要な借入先

借入先	借入金残高（百万円）
株式会社三菱UFJ銀行	3,560
株式会社福岡銀行	3,537
株式会社佐賀銀行	2,508
株式会社日本政策投資銀行	2,305
株式会社伊予銀行	2,200

2 当社の株式に関する事項

（1）発行可能株式総数　190,000,000株

（2）発行済株式の総数　69,376,381株（自己株式9,170株を除く）

（3）株主数　17,389名

（4）大株主

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6,855	9.9
日本製鉄株式会社	5,028	7.2
株式会社三菱UFJ銀行	2,233	3.2
BNYM AS AGT／CLTS 10 PERCENT	2,190	3.2
株式会社商船三井	2,067	3.0
エア・ウォーター株式会社	1,658	2.4
大和工業株式会社	1,626	2.3
東京海上日動火災保険株式会社	1,529	2.2
三菱重工業株式会社	1,413	2.0
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	1,326	1.9

（注）持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

トピックス

政策保有株式に関する事項

１．保有対象および保有方針

当社が純投資目的以外の目的で保有する株式は、当該株式を保有することで当社グループにとって取引先との中長期的な関係維持、取引拡大等が可能となることにより当社グループの企業価値を高め、株主・投資家をはじめとするステークホルダーの利益に繋がると考えられるものであることを方針としており、取引先および業務提携先ならびに共同研究開発のパートナーなどの重要なステークホルダーの株式を取得・保有する場合があります。
なお、保有の意義・合理性が乏しいと判断される株式については、適宜「保有目的が純投資目的である投資株式」の区分に移動させ、売却を検討いたします。

２．政策保有株式の保有状況

当事業年度において２銘柄の上場株式を売却いたしました。今後も、保有の意義・合理性が乏しいと判断される保有株式については、縮減を進めてまいります。

	2024年３月末	2025年３月末
銘柄数（うち上場銘柄）	３０（２３）	２８（２１）
貸借対照表合計額　（百万円）	２３，７８４	２４，８４６
連結純資産に占める割合　（%）	２９．８	２３．６

3 新株予約権等に関する事項

（1） 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況（2025年３月31日現在）

	取締役（社外取締役を除く）	監査役（社外監査役を除く）
第１回新株予約権	２名　390個	—
第２回新株予約権	２名　390個	—
第３回新株予約権	２名　290個	—
第４回新株予約権	２名　290個	—
第５回新株予約権	２名　400個	—
第６回新株予約権	２名　200個	—
第７回新株予約権	２名　225個	—
第８回新株予約権	２名　225個	—
第９回新株予約権	２名　225個	—
第10回新株予約権	２名　225個	—
第11回新株予約権	３名　290個	—
第12回新株予約権	３名　400個	—
第13回新株予約権	３名　400個	—
第14回新株予約権	４名　440個	—
第15回新株予約権	５名　540個	１名　20個
第16回新株予約権	４名　360個	１名　15個
第17回新株予約権	５名　460個	２名　20個

（注）2012年３月28日開催の当社取締役会の決議により、従業員の定年年齢基準日以降在任する執行役員に対し株式報酬型ストックオプション制度を導入しており、上記の第12回、第13回、第14回新株予約権には当社執行役員を兼務する取締役に執行役員分として交付された新株予約権それぞれ15個、40個、40個は含まれておりません。

上記記載の新株予約権の内容の概要は、以下のとおりです。

	発行決議の日	新株予約権の割当日	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類と数	新株予約権の発行価格	新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の権利行使期間
第１回新株予約権	2008年12月19日	2009年１月21日	390個	普通株式39,000株	１株当たり225.21円	１株当たり１円	2009年１月22日から2039年１月21日まで
第２回新株予約権	2009年12月18日	2010年１月21日	390個	普通株式39,000株	１株当たり429.63円	１株当たり１円	2010年１月22日から2040年１月21日まで

	発行決議の日	新株予約権の割当日	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類と数	新株予約権の発行価格	新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の権利行使期間
第３回新株予約権	2010年12月17日	2011年1月21日	290個	普通株式29,000株	1株当たり320.54円	1株当たり1円	2011年1月22日から2041年1月21日まで
第４回新株予約権	2011年12月16日	2012年1月23日	290個	普通株式29,000株	1株当たり217.36円	1株当たり1円	2012年1月24日から2042年1月23日まで
第５回新株予約権	2012年12月21日	2013年1月23日	400個	普通株式40,000株	1株当たり266.54円	1株当たり1円	2013年1月24日から2043年1月23日まで
第６回新株予約権	2014年2月20日	2014年3月10日	200個	普通株式20,000株	1株当たり907.59円	1株当たり1円	2014年3月11日から2044年3月10日まで
第７回新株予約権	2014年12月19日	2015年1月30日	225個	普通株式22,500株	1株当たり1,034.61円	1株当たり1円	2015年1月31日から2045年1月30日まで
第８回新株予約権	2015年12月18日	2016年1月28日	225個	普通株式22,500株	1株当たり664.76円	1株当たり1円	2016年1月29日から2046年1月28日まで
第９回新株予約権	2016年12月16日	2017年1月30日	225個	普通株式22,500株	1株当たり688.69円	1株当たり1円	2017年1月31日から2047年1月30日まで
第10回新株予約権	2017年12月22日	2018年1月24日	225個	普通株式22,500株	1株当たり693.60円	1株当たり1円	2018年1月25日から2048年1月24日まで
第11回新株予約権	2018年12月21日	2019年2月1日	290個	普通株式29,000株	1株当たり397.64円	1株当たり1円	2019年2月2日から2049年2月1日まで
第12回新株予約権	2019年12月20日	2020年2月3日	415個	普通株式41,500株	1株当たり196.55円	1株当たり1円	2020年2月4日から2050年2月3日まで
第13回新株予約権	2020年12月18日	2021年2月1日	440個	普通株式44,000株	1株当たり132.02円	1株当たり1円	2021年2月2日から2051年2月1日まで
第14回新株予約権	2021年12月17日	2022年2月1日	480個	普通株式48,000株	1株当たり191.83円	1株当たり1円	2022年2月2日から2052年2月1日まで
第15回新株予約権	2022年12月16日	2023年2月1日	560個	普通株式56,000株	1株当たり395.65円	1株当たり1円	2023年2月2日から2053年2月1日まで
第16回新株予約権	2023年12月14日	2024年2月1日	375個	普通株式37,500株	1株当たり1,310.51円	1株当たり1円	2024年2月2日から2054年2月1日まで
第17回新株予約権	2024年12月20日	2025年2月3日	480個	普通株式48,000株	1株当たり1,816.57円	1株当たり1円	2025年2月4日から2055年2月3日まで

（注）1. 主な新株予約権の行使の条件
新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができます。ただし、新株予約権者が当社の取締役、監査役または執行役員の地位にある場合においても、新株予約権の割当日の30年後以降においては新株予約権を行使することができます。

2. 主な新株予約権の取得の事由および条件（第14回、第15回、第16回、第17回を除く）
以下の①、②、③、④、⑤、⑥または⑦の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第４項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
⑥新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合の議案（当該種類の株式に係る単元株式数に株式の併合割合を乗じて得た数に１に満たない端数が生ずるものに限る。）
⑦特別支配株主による株式等売渡請求についての承認

（２）当事業年度中に当社の取締役を兼務していない執行役員に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4 当社の会社役員に関する事項

（1）当社会社役員の状況（2025年３月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	名村建彦	函館どつく株式会社 取締役会長、 佐世保重工業株式会社 取締役会長
代表取締役社長	名村建介	函館どつく株式会社 代表取締役、 佐世保重工業株式会社 代表取締役社長
代表取締役専務	間渕重文	社長補佐（全般）兼 グループ新造船営業管掌 兼 鉄構事業部担当、佐世保重工業株式会社 取締役
取締役	向周	常務執行役員 経営業務本部長 兼 東京事務所長 函館どつく株式会社 監査役、 佐世保重工業株式会社 監査役
取締役	坂田貴史	常務執行役員 船舶海洋事業部長 兼 生産業務本部担当、 函館どつく株式会社 取締役
取締役	古川芳孝	九州大学 大学院工学研究院教授、 公益社団法人日本船舶海洋工学会 西部支部副支部長
取締役	安酸庸祐	弁護士、 日章興産株式会社 社外監査役、 株式会社ＬＩＭＮＯ社外取締役
常勤監査役	江口利也	
常勤監査役	松本好生	
監査役	大保政二	公認会計士、 仰星コンサルティング株式会社 取締役、 株式会社ユーハイム 社外取締役、 株式会社キーエンス 社外監査役、 恵和株式会社 社外監査役
監査役	吉田雅昭	

（注）1. 取締役古川芳孝および安酸庸祐は、社外取締役であります。
2. 監査役大保政二および吉田雅昭は、社外監査役であります。
3. 監査役大保政二は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役吉田雅昭は、長年にわたる銀行勤務により培われた経験に基づき、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、取締役古川芳孝および安酸庸祐ならびに監査役大保政二を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。

（2）当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は取締役会決議により、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。

当社の取締役の報酬は、株主の負託に応えるべく、適切な人材の確保・維持、業績向上へのインセンティブの観点を考慮し、取締役の職位を踏まえた報酬体系、報酬水準とすることを基本方針としております。具体的には、社外取締役を除く取締役の報酬は、固定報酬となる月額報酬、業績連動報酬（賞与）および株式報酬型ストックオプションにより構成し、社外取締役の報酬はその役割・職務の内容を勘案し、固定報酬としての月額報酬のみとしております。

当社の取締役の基本報酬は固定報酬となる月額報酬とし、役位・職責に応じて他社水準、従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

業績連動報酬（賞与）は、当社グループの業績と直接連動させるため業績指標（連結営業利益）を反映した現金報酬とし、事業環境の見通し等を勘案して支給の是非を決定するものとしております。支給額は各取締役の役位・職責に基づいて決定し、毎年、一定の時期に支給するものとしております。

非金銭報酬等は株式報酬型ストックオプションとし、当社グループの中長期的な成長と企業価値向上のためのモチベーションを高めるとともに株主との利害の共通化を促進する観点から付与するものとしております。付与個数は、各取締役の役位・職責に基づいて決定し、毎年、一定の時期に付与しております。

固定報酬および単年度の業績指標に連動する業績連動報酬（賞与）ならびに中長期インセンティブ報酬である株式報酬型ストックオプションの割合は、事業環境や財務状況、剰余金の配当状況を踏まえ、基本方針に相応しい割合とするものといたします。

なお、各取締役の報酬決定に際しては、指名・報酬委員会の助言を受けております。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額（賞与を含む）については、2010年６月24日開催の第111回定時株主総会において年額300百万円（ただし、使用人分給与は含まない）の範囲内で取締役会に一任する旨の決議をいただいております。（同定時株主総会終結時の取締役の員数は７名です。）

社外取締役を除く取締役に対する株式報酬型ストックオプションに関する報酬限度額については、2012年６月26日開催の第113回定時株主総会において年額120百万円（ただし、使用人分として付与される株式報酬型ストックオプションは含まない）の範囲内で取締役会に一任する旨の決議をいただいております。（同定時株主総会終結時の社外取締役ではない取締役の員数は７名です。）

監査役の報酬限度額（賞与を含む）については、2008年６月26日開催の第109回定時株主総会において年額60百万円の範囲内で監査役の協議に一任する旨の決議をいただいております。（同定時株主総会終結時の監査役の員数は４名です。）
社外監査役を除く監査役に対する株式報酬型ストックオプションに関する報酬限度額については、2008年６月26日開催の第109回定時株主総会において年額６百万円の範囲内で監査役の協議に一任する旨の決議をいただいております。（同定時株主総会終結時の社外監査役を除く監査役の員数は２名です。）

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

固定報酬および業績連動報酬（賞与）の個人別の金額については、取締役の職位を踏まえた評価を反映するため、取締役会決議に基づき代表取締役社長 名村建介がその具体的内容の決定についての委任を受けております。
当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会から適切な助言を得るものとしており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。
なお、非金銭報酬等（株式報酬型ストックオプション）は、取締役会決議により各取締役の割当個数を決定しております。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（人）
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	299 （11）	156 （11）	59 （—）	84 （—）	8 （3）
監査役 （うち社外監査役）	38 （11）	34 （11）	— （—）	4 （—）	5 （2）

（注）1. 上記の支給人員には、2024年6月25日開催の第125回定時株主総会の終結の時をもって退任した社外取締役1名および監査役1名を含んでおります。
2. 上記の報酬等の総額には使用人兼務取締役の使用人給与相当額50百万円は含まれておりません。
3. 業績連動報酬等は、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額を記載しております。

⑤ 業績連動報酬等に関する事項

当事業年度を含む連結営業利益の推移は、1（５）財産および損益の状況の推移に記載のとおりです。

⑥ 非金銭報酬等の内容

当事業年度においては第17回新株予約権を交付しており、その主な内容は次のとおりです。

	新株予約権の目的となる株式の種類と数	新株予約権の権利行使期間
第17回 新株予約権	普通株式 48,000株	2025年2月4日から 2055年2月3日まで

（注）主な新株予約権の行使の条件
新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができます。ただし、新株予約権者が当社の取締役、監査役または執行役員の地位にある場合においても、新株予約権の割当日の30年後以降においては新株予約権を行使することができます。

（3）役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等が損害賠償請求がなされたことにより被る法律上の損害賠償金および争訟費用による損害等について、当該保険契約により填補することとしております。
当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役、当社監査役、執行役員および管理職従業員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

（4）社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者および社外役員の兼職状況

区　分	氏　名	兼職状況
社外取締役	古　川　芳　孝	九州大学 大学院工学研究院教授、 公益社団法人日本船舶海洋工学会 西部支部副支部長
	安　酸　庸　祐	弁護士、 日章興産株式会社 社外監査役、 株式会社ＬＩＭＮＯ 社外取締役
社外監査役	大　保　政　二	公認会計士、 仰星コンサルティング株式会社 取締役、 株式会社ユーハイム 社外取締役、 株式会社キーエンス 社外監査役、 恵和株式会社 社外監査役
	吉　田　雅　昭	

（注）社外取締役古川芳孝氏が教授を務める九州大学に対し、研究支援目的の寄付をおこなっております。当社は、当社グループから過去３事業年度の平均が年間1,000万円またはその者の直近事業年度における総収入額の２％のいずれか高い方の額を超える寄付を受けている団体に所属する者ではないことを独立性判断基準の一つとしておりますが、同大学への寄付はこの基準に抵触しておりません。なお、その他の兼職先と当社の間に重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	出席状況および発言状況等
社外取締役	古　川　芳　孝	当事業年度開催の取締役会19回のうち18回に出席し、主に船舶の専門家として培ってきた豊富な経験・専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜おこなっております。また、同氏は指名・報酬委員会の委員であり、取締役の個人別の報酬等の決定に際し、その権限を委任された代表取締役社長に対し、適切な助言をおこなっております。
	安　酸　庸　祐	就任後開催の当事業年度開催の取締役会14回のうち13回に出席し、弁護士として培ってきた豊富な経験・専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜おこなっております。また、同氏は指名・報酬委員会の委員であり、取締役の個人別の報酬等の決定に際し、その権限を委任された代表取締役社長に対し、適切な助言をおこなっております。
社外監査役	大　保　政　二	当事業年度開催の取締役会19回のうち全回に出席し、また、監査役会13回のうち全回に出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から、議案審議等に必要な発言を適宜おこなっております。
	吉　田　雅　昭	当事業年度開催の取締役会19回のうち18回に出席し、また、監査役会13回のうち全回に出席し、主に出身分野である金融機関を通じて培った知識・見地から、議案審議等に必要な発言を適宜おこなっております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当社の社外取締役および社外監査役は、会社法第423条の第１項の責任につき、同法第425条第１項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

5 会計監査人に関する事項

（1）会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

（2）会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 56百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区別しておらず、かつ、実質的にも区別できないため、これらの合計額で記載しております。

監査役会は、前事業年度の監査実績の差異分析、評価をおこない、当事業年度の監査計画における監査時間、配員計画および報酬額の見積の妥当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項に基づき同意いたしました。

② 当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 97百万円

（3）非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第２条第１項の業務（監査証明業務）以外に英文財務諸表作成に関する指導・助言を委託しております。

（4）会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合その他必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

6 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

（1）取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

①「名村造船所グループ行動憲章」を制定し、法令、定款、企業倫理等の遵守を取締役および使用人の基本的責務と定め、社内通達、社員研修その他の方法により周知徹底を図っています。

②取締役の職務執行の公正性等を監督する機能強化のため、独立した立場の社外取締役を選任しております。

③内部監査室が法令、定款、社内規程等の遵守状況を計画的に監査し、その結果をＥＳＧ委員会のほか取締役会および監査役に報告しています。なお、内部統制の開示すべき重要な不備の可能性のある事項を発見したときは、ＥＳＧ委員会が改善策を策定し、取締役会に諮るものとします。

④ＥＳＧ委員会のもと、平素より継続的に社内研修を実施するとともに内部通報制度（申告者に対して不利益となる取り扱いをしない旨を定めた通称「ヘルプ・ハッチ」）を設け、コンプライアンス体制の充実を図っております。

（2）取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

① 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理につき、「文書管理規程」を制定し、重要な職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録、保管、保存するものとします。

② 取締役および監査役は、保管・保存された文書を随時閲覧することができるものとします。

（3）取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

① 取締役会が重要な組織・人事および業務分掌ならびに取締役会規則、職務権限規程その他の社内規程を定めて、会社の業務執行を組織的・効率的にかつリスク管理に意を用いて執行し得るように努めています。

② 取締役会が策定する全社・グループ中期経営計画に基づき、各部門・子会社等において年度ごとの業務運営計画を作成し、部長会で半期ごとに進捗状況の確認と見直しをおこなっています。また、重要な事項については、機関決定に先立ち自由討議方式で検討を重ねることとしています。

③ 代表取締役社長の諮問機関として執行役員会を設け、業務執行や取締役会に上程される重要な事項について審議・報告をおこなうこととしています。また、執行役員会に子会社の業務執行状況や財務状況等を定期的或いは必要に応じて報告するものとしています。

（4）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 重要な財産の処分および譲受けその他の重要な業務執行の決定を取締役会でおこなうことを定めており、その審議においては各種リスクの管理に留意しつつ機関決定をおこなうよう努めています。

② 与信リスクその他の取引リスクの管理については稟議事項を定め、関係職位の意見と常勤監査役の意見を徴するものとしています。

③ 環境、安全衛生面のリスク管理については、環境・安全衛生推進部、ＩＳＯ事務局を置いて取り組んでおり、今後も充実することとします。

④ 個人情報の漏洩、インサイダー取引の未然防止のため、規程、マニュアル等を整備し、損失防止の運用管理体制強化に努めております。

⑤ 当企業集団の企業活動に関連する様々なリスクに対処するため、「関係会社管理規程」に基づき、業務執行やリスク管理に係る指導・助言をおこなうものとしています。

⑥ 当企業集団の不測の事態に対処するため、「危機管理規程」に基づき、リスクの抽出および予防策を検討するとともに、重大な危機が生じた場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を速やかに組織し、危機への対応と迅速な収拾に向けた活動をおこないます。

（5）監査役がその職務を補助すべき使用人（以下補助使用人と称します）を置くことを求めた場合における補助使用人に関する事項、補助使用人の取締役からの独立性に関する事項、監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 監査役会の要請がある場合は、内部監査室の室員をして監査役の職務を補助させるものとします。

② 補助使用人は、当該補助業務に関して内部監査室長の指揮命令を受けないものとし、その人事異動、人事評価および懲戒処分については、予め監査役の意見を求め、それを尊重するものとします。

③ 監査役の要請により任命を受けた補助使用人は、監査役の補助業務に専従するものとし、取締役および使用人が当該補助使用人に対して何ら指揮命令をおこなうことは出来ないものとします。

（6）取締役および使用人が監査役に報告するための体制および子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

① 常勤監査役が取締役会のほか、執行役員会、部長会などの構成員となることにより、取締役等から報告を受け、意見を述べることができる体制を確保しています。

② 取締役は当企業集団に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、その事実を速やかに監査役に報告するものとします。

（7）その他監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制、監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項、取締役および使用人が監査役に報告をするための体制

① (6)の①に記載のとおり、取締役等と常勤監査役の意見を交換する体制を設け、監査役が実効性のある監査を実施できる体制を確保します。

② 監査役が何時でも、代表取締役社長その他の取締役および使用人に対して質疑応答その他意見交換をおこなうことができる体制を確保します。なお、監査役に報告や情報提供をおこなった者に対し解雇その他のいかなる不利益扱いをおこなわないこととしています。

③ 内部監査室は、監査役と緊密に連携し、内部監査の結果を監査役に対しても報告するほか、監査役の要望した事項については監査を実施し、結果を報告するものとします。

④ 監査役の職務の執行に係る費用は会社が負担するものとします。

（8）次に掲げる体制その他の当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社の経営状況につき３か月に１回（重要な子会社については毎月）、担当する取締役および執行役員の執行役員会への報告を義務付け、各子会社の経営方針および経営情報の共有化を図るとともに、業務執行状況の把握による管理、指導に努めます。

② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
「関係会社管理規程」に従い、子会社各社における経営上の重要な案件については、事前協議のうえ、当社の取締役会で意思決定します。

③ 子会社の取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制
当社取締役会が策定する全社・グループ中期経営計画に基づき、各部門・子会社等において年度ごとの業務運営計画を作成し、部長会で半期ごとに進捗状況の確認と見直しをおこなっています。

④ 子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

（ア）監査役と連携して当社の内部監査室による各子会社の監査を毎年実施し、法令、定款、社内規程等の遵守状況やリスク管理体制を確認しながら、各子会社の内部統制システムの整備および運用に継続して取り組みます。

（イ）ＥＳＧ委員会のもと、平素より子会社に対しても研修を実施するとともに、子会社使用人も当社の内部通報制度を利用できるようにしており、企業集団全体でのコンプライアンス体制の強化に努めています。

7 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

（1）取締役の職務の執行について

当社は、「取締役会規則」に基づき、定時取締役会を月に１回、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令または定款に定められた事項および経営上重要な事項の決議をおこなっております。社外取締役および社外監査役は、取締役会に加え執行役員会にも出席し、会社の重要事項について報告を受け適宜質問することにより会社の重要情報を共有しています。なお社外取締役は複数名選任されております。

当事業年度につきましては、取締役会を19回、執行役員会を13回開催しております。

また、管理職などが参加する部長会を２回開催し、社長から当該年度の全社経営方針を示達するとともに、各部署の業務運営計画の策定や達成状況をフォローしています。また、取締役会で決議された中期経営計画および単年度の業務運営計画について、その実行状況を３か月毎に評価する体制を構築しております。

（2）リスク管理体制について

当社グループでは当社・函館どつく株式会社・佐世保重工業株式会社の各社にＥＳＧ委員会を設置するとともに、グループＥＳＧ委員会を設置しています。ＥＳＧ委員会では、気候変動・人権・人材開発等を含めたサステナビリティ課題全般に対する当社の社会的役割を果たすための取り組みを進めています。名村造船所においては、当事業年度にＥＳＧ委員会を５回開催しております。

当社では、内部監査室が内部監査計画に基づき当社および各子会社の内部監査を実施し、３か月毎にＥＳＧ委員会で報告・審議をおこなった後、取締役会に報告して情報の共有化を図っております。

また、当企業集団の事業を脅かす不測の事態を未然に防止するとともに、危機発生時における迅速な対応および被害の最小化を図るため、「危機管理規程」を整備しリスクが顕在化した場合の影響度が大きい自然災害、設備事故、重大事故、感染症、情報システム事故を重点リスクとして継続的なリスク管理活動に取り組んでおります。

（3）コンプライアンスに対する取り組み

グループ全体に適用する「名村造船所グループ行動憲章」を制定しており、当事業年度においてはグループＥＳＧ委員会等の活動により、「名村造船所グループ人権方針」を定めました。
またＥＳＧ委員会においてコンプライアンス体制の構築を進めるとともに、法令等の遵守を推進していくために社内研修等を実施しております。当事業年度におきましては、eラーニングを活用し、部門毎に関連法令の教育を実施するとともに管理職や新入職員に対しコンプライアンス教育を実施しております。
また、法令違反等の未然防止と早期発見を目的に内部通報制度を制定し、その窓口を社内と社外に設置しております。

（4）監査役の職務の執行について

当事業年度において監査役会は13回開催され、常勤監査役から会社の状況に関する報告および監査役相互の意見交換がおこなわれています。
また、常勤監査役は取締役会、執行役員会を含む重要な会議への出席や代表取締役、会計監査人および内部監査室と定期的な情報交換をおこない、取締役の職務執行について監視するとともに、子会社を含むほぼ全ての内部監査に同席し、内部監査室との連携が図られています。

（5）グループ管理体制について

「関係会社管理規程」を定めて管理項目を明確にし、子会社の重要事項の事前承認や報告を受ける体制を整えております。また、子会社からの経営状況につきましては、毎月開催の社外役員も出席する執行役員会で各子会社を担当する役員から定期的に経営状況等の報告を受けており、現状が把握できる状況にあります。

8 株式会社の支配に関する基本方針

（1）当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

この観点から当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式等の大量取得をおこなう者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得に対しては、必要かつ相当な対抗措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

（2）会社財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要

① 当社の企業価値の源泉について

当社は、1911年（明治44年）の創業以来今日まで、「存在感」を経営理念として、船舶の製造を基軸とした事業活動を営んでおり、顧客のニーズに応えた高品質の船舶を長年にわたり安定的に製造・供給することを基軸とする経営を続けることにより顧客の信頼を獲得し、全社一丸となって企業価値の向上に努めてまいりました。

当社の企業価値の源泉は、具体的には以下の点にあると考えております。

第一に、わが国の主要海運会社をはじめとする国内外の顧客との長期的視野に立った緊密な相互信頼関係にあります。

第二に、高品質の製品を安定的に供給するためには、わが国の大手製鉄会社をはじめとする舶用資機材供給者との信頼関係に基づく中・長期的かつ安定的な取引関係が重要です。

第三に、顧客ニーズを的確にとらえた高品質な製品を開発・受注・製造するための、開発力・技術力および生産管理ノウハウです。

第四に、地域社会との良好な相互関係が重要です。

以上のように、当社は、顧客、舶用資機材供給者などの取引先、従業員も含めたステークホルダーを対象として包含する「顧客信頼度」というキーワードを掲げて経営を続けております。

② 企業価値向上のための取り組み

当社グループは2024年度以降の中期経営計画等を策定しており、その中で、新造船事業を中心とする既存中核事業の深化と、長期的な成長に向け新たな事業展開も含めた進化への戦略を示しています。特に新造船事業においては、今後の新造船市場の成長を見据え、環境対応船の需要増加に対応可能な技術開発や、効率的な生産拡大を可能とするスマートファクトリー化などを展開していきます。また、修繕船事業においても需要の増加に積極的に対応していくほか、鉄構・機械事業などについても基盤強化を図ることで、収益力のさらなる拡大・強化を図ってまいります。

③ コーポレート・ガバナンスの強化

当社は法令遵守が企業の基本的かつ最低限の社会的責務であるとの考え方に立っており、適法・適正かつ透明性の高い経営を保つことにより株主、取引先および社会の信頼を得ることが企業の発展と企業価値の向上につながるものと確信しております。

このような考えの下、当社では豊かな社会創りに貢献するとともに、コンプライアンスの推進・実行を図るため、グループ全体に適用する「名村造船所グループ行動憲章」を制定し、さらなる企業倫理の確立と社会的責任の遂行に努めております。

また、コンプライアンスとそのリスク管理、財務報告の適正性等の促進に関しては、グループＥＳＧ委員会および当社・函館どつく株式会社・佐世保重工業株式会社の各社にＥＳＧ委員会を設置し、内部監査室とともに、内部統制システムの評価およびその維持・改善をおこなっています。また、これらグループＥＳＧ委員会等においては、気候変動・人権・人材開発等を含めたサステナビリティ課題全般に対する当社の社会的役割を果たすための取り組みを進めています。これら活動により当事業年度においては「名村造船所グループ人権方針」を定めています。

当社の経営上の意思決定、業務執行および監督に係わる経営管理組織体制等の状況は次のとおりであります。

取締役会は、原則として毎月１回、監査役出席の下、重要な業務執行について、適法性、妥当性、効率性、戦略性、社会性および適正性等について十分に審議を尽くした後に決するとともに、取締役の職務執行を監督しております。なお、独立性の高い社外取締役を２名選任し、当社経営の意思決定の妥当性および当社経営に対する監督の有効性を確保しております。さらに、取締役会は実効性についての評価・分析を毎年実施することとし、評価・分析の結果を今後の改善につなげます。

また、執行役員制度を採用して、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離・強化することで迅速な意思決定と事業遂行を実現し、企業価値の最大化を目指しております。

さらに執行役員会を原則として月１回執りおこない、経営に関する重要業務の執行に関する審議を尽くしております。
企業グループの経営状況の監督については、担当の取締役または執行役員が往査するほか、各社の経営状況を３か月に１回執行役員会の場で担当の取締役または執行役員より、また、６か月に１回開催される部長・関係会社報告会の場でグループ各社の代表者より報告をおこなうこととし、実態の把握と的確な経営管理および業務執行を監督・指導しております。
監査役の業務監査および会計監査については、常勤監査役が執行役員会、部長会等の重要な会議に出席して必要に応じて意見を述べ、稟議書などの決裁手続についても審議段階から意見を述べることができることとし、監査機能の強化を図っております。なお、会計監査人から監査結果の報告を受けるほか、定期的・臨時的な情報・意思の交換をおこなうなど、監査役・会計監査人間で緊密な連携をとっております。また、監査役２名が非常勤の社外監査役であり、社外監査役と当社の間に取引関係その他利害関係はありません。
また、当社では、指名・報酬委員会を設置しております。当社の指名・報酬委員会は、取締役の選任および待遇に関する事項のほか、取締役会として備えるべき機能に関する事項につき、取締役会に対して助言します。指名・報酬委員会の委員の過半数は独立社外取締役となっており、取締役会からの独立性を有しております。この委員会の活動を通じて、企業統治に関する透明性の向上を図ります。

（3）基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、上記(1)の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定を支配されることを防止するための取り組みとして、当社株式等の大量取得がおこなわれる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会を確保すること等を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買収を抑止し、当社の企業価値を向上させ、株主共同の利益を確保することを目的とし、当社株式等の20％以上を取得しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続きを定めております。
なお、現行の対応方針の詳細については、2023年５月11日付「当社株式等の大量取得に関する対応策（買収防衛策）の更新について」をご参照ください。
（当社ホームページ：https：//www.namura.co.jp/）

（4）上記各取り組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

① 基本方針の実現に資する特別な取り組みについて

企業価値向上のための取り組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みについて

・当該取り組みが基本方針に沿うものであること

当該取り組みは、当社株式等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉をおこなうこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

・当該取り組みが当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、当該取り組みは、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

（ア）経済産業省および法務省が2005年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充たしているとともに、経済産業省が2023年８月31日に発表した「企業買収における行動指針」で示された考え方を踏まえたものとなっていること

（イ）株主意思を重視するものであること

（ウ）独立委員会による判断の重視と情報開示

（エ）合理的な客観的要件の設定

（オ）第三者専門家の意見の取得

（カ）デッドハンド型・スローハンド型の買収防衛策ではないこと

※　本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表（2025年３月31日現在）

（単位：百万円）

科　目	金　額
資産の部	
流動資産	**141,310**
現金及び預金	90,140
受取手形、売掛金及び契約資産	40,099
商品及び製品	70
仕掛品	3,156
原材料及び貯蔵品	1,966
前渡金	3,124
その他	2,843
貸倒引当金	△88
固定資産	**67,727**
有形固定資産	33,517
建物及び構築物	10,170
ドック船台	1,901
機械装置及び運搬具	4,570
船舶	3,307
工具、器具及び備品	808
土地	11,352
リース資産	599
建設仮勘定	810
無形固定資産	473
ソフトウエア	454
電話加入権	19
その他	0
投資その他の資産	33,737
投資有価証券	32,552
長期貸付金	27
繰延税金資産	475
その他	705
貸倒引当金	△22
資産合計	**209,037**

科　目	金　額
負債の部	
流動負債	**78,410**
支払手形及び買掛金	16,475
電子記録債務	4,502
短期借入金	4,873
リース債務	232
未払法人税等	2,460
契約負債	40,807
保証工事引当金	634
工事損失引当金	243
役員賞与引当金	79
設備関係支払手形	21
設備関係電子記録債務	247
その他	7,837
固定負債	**25,485**
長期借入金	12,853
リース債務	282
繰延税金負債	5,548
役員退職慰労引当金	28
特別修繕引当金	257
環境対策引当金	17
退職給付に係る負債	5,112
資産除去債務	851
その他	537
負債合計	**103,895**
純資産の部	
株主資本	**84,376**
資本金	8,200
資本剰余金	27,083
利益剰余金	49,099
自己株式	△6
その他の包括利益累計額	**20,056**
その他有価証券評価差額金	18,323
繰延ヘッジ損益	△15
為替換算調整勘定	1,042
退職給付に係る調整累計額	706
新株予約権	**332**
非支配株主持分	**378**
純資産合計	**105,142**
負債・純資産合計	**209,037**

連結損益計算書（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

（単位：百万円）

科　目	金　額	
売上高		159,227
売上原価		122,919
売上総利益		36,308
販売費及び一般管理費		6,842
営業利益		29,466
営業外収益		
受取利息	58	
受取配当金	1,161	
持分法による投資利益	39	
その他	157	1,415
営業外費用		
支払利息	196	
支払手数料	29	
為替差損	792	
固定資産除売却損	70	
台風による損失	69	
その他	221	1,377
経常利益		29,504
特別利益		
投資有価証券売却益	87	87
特別損失		
減損損失	1	1
税金等調整前当期純利益		29,590
法人税、住民税及び事業税	3,556	
法人税等調整額	△498	3,058
当期純利益		26,532
非支配株主に帰属する当期純利益		287
親会社株主に帰属する当期純利益		26,245

連結株主資本等変動計算書（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	8,189	26,956	25,282	△5	60,422
連結会計年度中の変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	11	10			21
剰余金の配当			△2,428		△2,428
親会社株主に帰属する当期純利益			26,245		26,245
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		0		0	0
連結子会社に対する持分変動に伴う資本剰余金の増減		117			117
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	11	127	23,817	△1	23,954
当期末残高	8,200	27,083	49,099	△6	84,376

（単位：百万円）

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	17,899	57	952	88	18,996	266	215	79,899
連結会計年度中の変動額								
新株の発行（新株予約権の行使）						△21		0
剰余金の配当								△2,428
親会社株主に帰属する当期純利益								26,245
自己株式の取得								△1
自己株式の処分								0
連結子会社に対する持分変動に伴う資本剰余金の増減								117
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	424	△72	90	618	1,060	87	163	1,310
連結会計年度中の変動額合計	424	△72	90	618	1,060	66	163	25,243
当期末残高	18,323	△15	1,042	706	20,056	332	378	105,142

連結注記表

1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

（1）連結の範囲に関する事項

連結子会社数　13社

主要な連結子会社の名称

函館どつく株式会社、佐世保重工業株式会社

非連結子会社数　１社

有限会社函館厚生商事

非連結子会社は小規模会社であり合計の総資産、売上高、当期純利益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

（2）持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社数　１社

持分法を適用した関連会社の名称

函館ポートサービス株式会社

持分法を適用していない非連結子会社数および関連会社数

非連結子会社数　１社

関連会社数　２社

伊万里湾ポートサービス株式会社

函館めっき株式会社

これらの持分法を適用していない非連結子会社および関連会社は連結計算書類に重要な影響を及ぼさず、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

（3）連結子会社の事業年度等に関する事項

連結計算書類の作成にあたっては、連結子会社のうち決算日が12月31日の会社６社については同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整をおこなっております。

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準および評価方法

（ア）有価証券

満期保有目的の債券……償却原価法（定額法）

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

（イ）デリバティブ取引により生じる債権および債務……　時価法

（ウ）棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品及び製品、仕掛品……主として個別法

原材料及び貯蔵品……主として移動平均法

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

（ア）有形固定資産（リース資産を除く）……定率法

ただし、当社および国内連結子会社は、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）および2016年４月１日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物　　10年～47年

機械装置及び運搬具　５年～10年

（イ）無形固定資産（リース資産を除く）……定額法

ただし、ソフトウエア（自社利用分）については、社内における利用可能年数（５年）に基づく定額法を採用しております。

（ウ）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③重要な引当金の計上基準

（ア）貸倒引当金……債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（イ）保証工事引当金……新造船やその他のアフターサービスに対する支出に備えるため、保証工事見込額を実績率に基づいて計上しております。

（ウ）工事損失引当金……当連結会計年度末手持受注工事のうち損失が確実視される工事の翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失に備えるため、合理的な見積額を計上しております。

（エ）役員賞与引当金……役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

（オ）役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金支給規則に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

（カ）特別修繕引当金……船舶の定期検査工事の支出に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支出見積額を計上しております。

（キ）環境対策引当金……ＰＣＢ（ポリ塩化ビフェニル）等の廃棄物処理の支出に備えるため、合理的に見積った額を計上しております。

④退職給付に係る会計処理の方法

（ア）退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

（イ）数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年等）による定額法により、翌連結会計年度から費用処理しております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年等）による定額法により、費用処理しております。

（ウ）小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤重要な収益および費用の計上基準

当社および連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社グループは、船舶、鉄鋼構造物および舶用機械の製造販売ならびに船舶の修繕を主要な事業内容としており、工事の施工ならびに完成品を引き渡す履行義務を負っております。一定の期間にわたり履行義務が充足される請負契約については、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取り扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

⑥重要な外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権・債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産および負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および非支配株主持分に含めて計上しております。

⑦重要なヘッジ会計の処理方法

（ア）繰延ヘッジ等のヘッジ会計の方法

予定取引により将来発生する外貨建金銭債権・債務に対する為替予約によるヘッジについては繰延ヘッジ会計を適用しております。

また、為替予約が付されている外貨建金銭債権・債務等については、振当処理をおこない、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

（イ）ヘッジ手段とヘッジ対象

・ヘッジ手段……デリバティブ取引
(為替予約取引、金利スワップ取引)

・ヘッジ対象……相場変動等によるリスクを保有しているもの
(外貨建金銭債権・債務、変動金利借入)

（ウ）ヘッジ方針

デリバティブ取引取扱規程に基づき、為替、金利変動リスクをヘッジしております。

（エ）ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とを比較して判断しております。

（オ）その他

デリバティブ取引についての基本方針を定めた取扱規程を取締役会で決定しております。取引の実行および管理は経営管理部がおこなっており、取引状況は、取締役会に報告しております。

2.会計基準等の改正に伴う会計方針の変更
（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の変更）
「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号　2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。
法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いおよび「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号　2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項（2）ただし書きに定める経過的な取り扱いに従っております。これによる連結計算書類への影響はありません。
また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取り扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。これによる連結計算書類への影響はありません。

3.収益認識に関する注記
（1）顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：百万円）

	事業区分				合計
	新造船	修繕船	鉄構・機械	その他	
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	122,877	12,013	2,730	2,108	139,728
一時点で移転される財又はサービス	—	11,028	3,495	4,976	19,499
外部顧客への売上高	122,877	23,041	6,225	7,084	159,227

（2）収益を理解するための基礎となる情報
新造船事業は各種船舶の製造販売、修繕船事業は各種船舶の修繕および解体、鉄構・機械事業は鉄鋼構造物およびクランク軸等の舶用機械の製造販売をしております。その他事業は、主にソフトウエア開発、海運、卸売、設備工事等をしております。
①新造船事業および修繕船事業、鉄構・機械事業
新造船事業および修繕船事業、鉄構・機械事業においては、請負工事契約を顧客と締結しております。当該契約には、当社グループの履行により別の用途に転用することができない資産が生じ、かつ、履行が完了した部分について対価を収受する強制力のある権利を当社グループが有することから、一定の期間にわたり充足される履行義務が含まれております。一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度に基づき工事期間にわたって収益を認識しております。工事進捗度はインプット法を用いており、期末日までに発生した実績原価を見積工事原価総額で除して契約ごとに算定しております。

②その他事業

海運業については、当社グループが顧客との契約における義務を履行するにつれて顧客が便益を享受することから、契約期間にわたり収益を認識しております。

卸売等の物品の販売については、顧客の検収時点において顧客が当該物品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断されることから、当該物品の検収時点で収益を認識しております。原則として、代理人として整理される取引はありません。

契約は実質的な取引単位とするため、複数の契約を結合する場合があります。契約に複数の履行義務が識別される場合には、取引価格を独立販売価格の比率で配分することとしております。契約履行に伴い発生する損害賠償金など、顧客へ一定の返金義務が生じることが見込まれる場合は、最頻値法により当該部分を見積もったうえで収益を減額することとしております。

取引の対価は、工事契約については契約条件に従い、契約期間中に段階的に受領し、履行義務をすべて充足した時点で全額を受領しております。役務の提供および卸売等の物品の販売については履行義務を充足してから概ね１年以内に受領しております。いずれも重要な金融要素は含んでおりません。

また、当社グループでは、製品が契約に定められた仕様を満たしていることに関する保証を提供しておりますが、当該製品保証は別個のサービスを提供するものではないことから、独立した履行義務としては区別せず、保証工事引当金として認識しております。

(3) 当期および翌期以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産および契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	6,157	13,014
契約資産	39,670	27,085
契約負債	33,420	40,807

当社グループでは、進行中の請負工事に対する対価に対して契約資産を計上し、顧客からの前受金に対して契約負債を計上しております。

当連結会計年度に認識した収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていたものは21,359百万円です。

また、当連結会計年度において、過去の期間に充足（または部分的に充足）した履行義務から認識した収益の金額に重要性はありません。なお、契約資産および契約負債の残高に重要な変動はありません。

②残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額および収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	131,915
1年超	226,520
合計	358,435

4.会計上の見積りに関する注記

(1) 一定の期間にわたり充足される履行義務についての履行義務の充足に係る進捗度

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
新造船事業 外部顧客への売上高のうち 一定の期間にわたり移転される財又はサービス	122,877

②識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

新造船事業においては、履行義務の充足に係る進捗度に基づき工事期間にわたって収益を認識しております。進捗度はインプット法により測定しており、期末日までに発生した実績原価が見積工事原価総額に占める割合に基づいて契約ごとに見積もっております。新造船事業においては、受注から竣工引渡しまで通常およそ2～3年の期間を要することから、見積工事原価総額を構成する各原価要素について不確実性があり、工事進捗度がその影響を受ける可能性があります。

見積工事原価総額は材料費、労務費および経費で構成されますが、材料費は原材料価格等の変動の影響を受け、労務費および経費は将来の原価低減施策の効果の実現度合や工程の進捗状況の良否に依存することから、一定の仮定をおいて見積もっております。

材料費は期末日における原材料価格等の水準を基礎としてその水準が一定期間継続するとの仮定をおいて見積もっており、また労務費および経費については、直近の原価発生実績を基礎として今後の生産計画等に実現可能性の高い原価低減策の効果を加味して見積もっております。

当該見積りおよび当該仮定について、原材料価格の高騰など将来の不確実な経済条件の変動や生産計画の変更、原価低減の未達等により見積工事原価総額の見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において売上高の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
繰延税金資産	3,572

なお、上記繰延税金資産は繰延税金負債と相殺前の金額を表示しております。

②識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、将来減算一時差異および税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は、将来の合理的な見積り可能期間内の課税所得の見積り額を限度として、将来減算一時差異の解消スケジュール等に基づいて判断しております。

将来の課税所得の見積りは、取締役会において承認された将来計画を基礎としており、為替レートや原材料価格などについて一定の仮定をおいて見積もっております。経営環境の変化等により、見積りの見直しが必要となった場合、翌連結会計年度において、回収が見込まれない繰延税金資産を取り崩す可能性があります。

5.連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

受取手形、売掛金及び契約資産	25,386百万円	(注)
建物及び構築物	1,052百万円	
ドック船台	1,001百万円	
機械装置及び運搬具	706百万円	
船舶	2,615百万円	
工具、器具及び備品	0百万円	
土地	8,807百万円	
投資有価証券	1,639百万円	
合計	41,206百万円	

担保に係る債務の金額

短期借入金	800百万円
長期借入金(1年以内返済分を含む)	14,555百万円

(注) 新造船の建造契約に係る前受金(契約負債)返還保証のために一部の建造中の船舶の契約資産を担保に供しておりますが、当連結会計年度末においては、当該保証契約に対する保証債務残高はありません。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　112,189百万円

(3) 財務制限条項

当座貸越契約の一部について、各年度の決算期における連結子会社である函館どつく株式会社単体および当社連結の貸借対照表における純資産の部の金額により算出される一定の指標を基準とする財務制限条項が付されており、条件に抵触した場合には期限の利益を喪失し、借入金を一括返済することとなっております。また、コミットメントライン契約について、各年度の決算期における当社単体および連結の貸借対照表における純資産の部の金額により算出される一定の指標を基準とする財務制限条項が付されており、条件に抵触した場合には当該契約期間をもって契約が終了することとなっております。当連結会計年度末において上記の財務制限条項には抵触しておりません。

6.連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の数　　普通株式　69,385,551株

(2) 剰余金の配当に関する事項

①当連結会計年度中におこなった剰余金の配当に関する事項

決　　議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,040	15	2024年3月31日	2024年6月26日
2024年11月12日 取締役会	普通株式	1,388	20	2024年9月30日	2024年12月6日

②当連結会計年度末後におこなう剰余金の配当に関する事項

決　　議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,081	30	2025年3月31日	2025年6月25日

(注)2025年6月24日開催予定の定時株主総会議案であります。

(3) 当連結会計年度における新株予約権の目的となる株式の数　　普通株式　590,000株

7.金融商品に関する注記

（1）金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取り組み方針

当企業集団は、主に各種船舶の製造販売事業をおこなうため設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。

一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引はおこなわない方針であります。

②金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形および売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約を利用してヘッジしております。

有価証券および投資有価証券は、主に満期保有目的の債券および取引先企業との業務または資本提携に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど１年以内の支払期日であります。また、その一部には、舶用資機材等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、恒常的に同じ外貨建ての売掛金残高の範囲内にあります。

借入金およびファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で10年であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権・債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。

③金融商品に係るリスク管理体制

（ア）信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当企業集団は、営業債権および長期貸付金について、各企業において主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

満期保有目的の債券は、運用方針に関する取締役会決議を経て、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引をおこなっております。

当連結会計年度の決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の連結貸借対照表価額により表わされております。

（イ）市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当企業集団は、外貨建ての営業債権・債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。なお、為替相場の状況により、輸出に係る予約取引により確実に発生すると見込まれる外貨建営業債権に対する先物為替予約をおこなっております。また、当企業集団は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

有価証券および投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、基本方針を定めたデリバティブ取引取扱規程に基づき、経営管理部が取引をおこない、経営管理部において残高照合等をおこなっております。月次の取引実績は、取締役会に報告しております。

（ウ）資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当企業集団は、各部署からの報告に基づき経営管理部が適宜に資金繰計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年３月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。（(注）を参照ください。）また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金及び契約資産、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金、未払法人税等、設備関係支払手形、設備関係電子記録債務は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	31,494	31,494	―
(2) 長期貸付金（１年以内回収予定を含む）	34	35	1
資産計	31,528	31,529	1
(1) 長期借入金（１年以内返済予定を含む）	16,325	16,274	△51
(2) リース債務	514	489	△25
負債計	16,839	16,763	△76
デリバティブ取引（※）	△22	△22	―

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	1,058

これらについては、「その他有価証券」には含めておりません。

(3) 金融商品の時価の適切なレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	31,494	—	—	31,494
資産計	31,494	—	—	31,494
デリバティブ取引				
通貨関連	—	△22	—	△22
負債計	—	△22	—	△22

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期貸付金（１年以内回収予定を含む）	—	35	—	35
資産計	—	35	—	35
長期借入金（１年以内返済予定を含む）	—	16,274	—	16,274
リース債務	—	489	—	489
負債計	—	16,763	—	16,763

（注）時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期貸付金（１年以内回収予定を含む）

長期貸付金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金（１年以内返済予定を含む）およびリース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入または、リース取引をおこなった場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

8.1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,505円29銭
(2) 1株当たり当期純利益金額	378円35銭

9.記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

計算書類

貸借対照表（2025年３月31日現在）

（単位：百万円）

科　目	金　額
資産の部	
流動資産	**114,860**
現金及び預金	67,793
電子記録債権	420
売掛金	1,503
契約資産	25,838
仕掛品	824
原材料及び貯蔵品	1,669
前渡金	11,755
前払費用	145
未収収益	20
短期貸付金	1,292
未収入金	1,286
未収消費税等	1,971
その他	376
貸倒引当金	△32
固定資産	**53,698**
有形固定資産	13,986
建物	4,406
構築物	1,463
ドック船台	220
機械及び装置	2,084
船舶	1
車両運搬具	460
工具、器具及び備品	386
土地	4,622
リース資産	170
建設仮勘定	174
無形固定資産	406
ソフトウエア	406
投資その他の資産	39,306
投資有価証券	24,858
関係会社株式	7,966
長期貸付金	6,113
長期前払費用	7
その他	367
貸倒引当金	△5
資産合計	**168,558**

科　目	金　額
負債の部	
流動負債	**70,672**
支払手形	150
電子記録債務	2,185
買掛金	17,025
短期借入金	3,114
リース債務	48
未払金	2,196
未払費用	2,159
未払法人税等	2,294
契約負債	40,760
預り金	159
保証工事引当金	498
役員賞与引当金	61
その他	23
固定負債	**16,281**
長期借入金	7,847
リース債務	144
繰延税金負債	4,429
退職給付引当金	2,574
資産除去債務	779
その他	508
負債合計	**86,953**
純資産の部	
株主資本	**66,580**
資本金	**8,200**
資本剰余金	**26,929**
資本準備金	26,924
その他資本剰余金	5
利益剰余金	**31,457**
その他利益剰余金	31,457
特別償却準備金	0
固定資産圧縮積立金	46
繰越利益剰余金	31,411
自己株式	**△6**
評価・換算差額等	**14,693**
その他有価証券評価差額金	**14,709**
繰延ヘッジ損益	**△16**
新株予約権	**332**
純資産合計	**81,605**
負債・純資産合計	**168,558**

損益計算書（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

（単位：百万円）

科　目	金　額	
売上高		126,998
売上原価		102,727
売上総利益		24,271
販売費及び一般管理費		4,144
営業利益		20,127
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,332	
その他	29	2,361
営業外費用		
支払利息	132	
支払手数料	29	
為替差損	550	
固定資産除売却損	27	
台風による損失	69	
その他	107	914
経常利益		21,574
特別利益		
投資有価証券売却益	87	87
税引前当期純利益		21,661
法人税、住民税及び事業税	3,247	
法人税等調整額	△770	2,477
当期純利益		19,184

株主資本等変動計算書（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金
当期首残高	8,189	26,914	5	26,919	－
当期中の変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	11	10		10	
剰余金の配当					
特別償却準備金の取崩					
固定資産圧縮積立金の取崩					
当期純利益					
自己株式の取得					
自己株式の処分			0	0	
株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額）					
当期中の変動額合計	11	10	0	10	－
当期末残高	8,200	26,924	5	26,929	－

(単位：百万円)

	株主資本					
	利益剰余金					
	その他利益剰余金					利益剰余金合計
	配当準備積立金	特別償却準備金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	－	0	47	－	14,654	14,701
当期中の変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）						
剰余金の配当					△2,428	△2,428
特別償却準備金の取崩		△0			0	－
固定資産圧縮積立金の取崩			△1		1	－
当期純利益					19,184	19,184
自己株式の取得						
自己株式の処分						
株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額）						
当期中の変動額合計	－	△0	△1	－	16,757	16,756
当期末残高	－	0	46	－	31,411	31,457

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△5	49,804	14,128	57	14,185	266	64,255
当期中の変動額							
新株の発行（新株予約権の行使）		21				△21	0
剰余金の配当		△2,428					△2,428
特別償却準備金の取崩		–					–
固定資産圧縮積立金の取崩		–					–
当期純利益		19,184					19,184
自己株式の取得	△1	△1					△1
自己株式の処分	0	0					0
株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額）			581	△73	508	87	595
当期中の変動額合計	△1	16,776	581	△73	508	66	17,350
当期末残高	△6	66,580	14,709	△16	14,693	332	81,605

個別注記表

1.重要な会計方針に係る事項に関する注記

（1）資産の評価基準および評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券……償却原価法（定額法）

子会社株式および関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

②デリバティブ取引により

生じる債権および債務……時価法

③棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

仕掛品……個別法

原材料及び貯蔵品……移動平均法

（2）固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）……定率法

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）および2016年４月１日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物　15年～47年

機械及び装置　５年～10年

②無形固定資産（リース資産を除く）……定額法

ただし、ソフトウエア（自社利用分）については、社内における利用可能年数（５年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・

リース取引に係るリース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

（3）外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益で処理しております。

(4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金……債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②保証工事引当金……新造船やその他のアフターサービスに対する支出に備えるため、保証工事見込額を実績率に基づいて計上しております。

③工事損失引当金……当期末手持受注工事のうち損失が確実視される工事の翌期以降に発生が見込まれる損失に備えるため、合理的な見積額を計上しております。なお、当事業年度末における計上はありません。

④役員賞与引当金……役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当期における支給見込額に基づき計上しております。

⑤退職給付引当金……従業員の退職により支給する退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により、費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により、翌期から費用処理しております。

なお、未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の貸借対照表における取り扱いが連結貸借対照表と異なります。

(5) 重要な収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、船舶および鉄鋼構造物の製造販売を主要な事業内容としており、工事の施工ならびに完成品を引き渡す履行義務を負っております。請負工事契約に関して、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取り扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(6) ヘッジ会計の処理方法

①繰延ヘッジ等のヘッジ会計の方法

予定取引により将来発生する外貨建金銭債権・債務に対する為替予約によるヘッジについては繰延ヘッジ会計を適用しております。

また、為替予約が付されている外貨建金銭債権・債務等については、振当処理をおこない、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

・ヘッジ手段……デリバティブ取引
(為替予約取引、金利スワップ取引)

・ヘッジ対象……相場変動等によるリスクを保有しているもの
(外貨建金銭債権・債務、変動金利借入)

③ヘッジ方針

デリバティブ取引取扱規程に基づき、為替、金利変動リスクをヘッジしております。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とを比較して判断しております。

⑤その他

デリバティブ取引についての基本方針を定めた取扱規程を取締役会で決定しております。取引の実行および管理は経営管理部がおこなっており、取引状況は、取締役会に報告しております。

2.会計基準等の改正に伴う会計方針の変更

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の変更）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号　2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる計算書類への影響はありません。

3.収益認識に関する注記

・収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表と同一であります。

4.会計上の見積りに関する注記

（1）一定の期間にわたり充足される履行義務についての履行義務の充足に係る進捗度

①当事業年度の計算書類に計上した金額

（単位：百万円）

	当事業年度
新造船事業 外部顧客への売上高のうち 一定期間にわたり移転される財又はサービス	122,877

②識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表 4. 会計上の見積りに関する注記（1）一定の期間にわたり充足される履行義務についての履行義務の充足に係る進捗度」に記載した内容と同一であります。

（2）繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額

（単位：百万円）

	当事業年度
繰延税金資産	2,380

なお、上記繰延税金資産は繰延税金負債と相殺前の金額を表示しております。

②識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表 4. 会計上の見積りに関する注記（2）繰延税金資産の回収可能性」に記載した内容と同一であります。

5.貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

契約資産	25,386百万円（注1）
建　物	228百万円
構築物	160百万円
ドック船台	193百万円
機械及び装置	0百万円
車両運搬具	0百万円
工具、器具及び備品	0百万円
土　地	3,810百万円
合　計	29,777百万円

担保に係る債務の金額（注2）

短期借入金	700百万円
長期借入金(１年以内返済分を含む)	8,094百万円

（注1）新造船の建造契約に係る前受金(契約負債)返還保証のために一部の建造中の船舶の契約資産を担保に供しておりますが、当事業年度末においては、当該保証契約に対する保証債務残高はありません。

（注2）国内連結子会社の資産を含めた共同担保設定による当社の債務を記載しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　50,399百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権および債務

短期金銭債権	2,990百万円
長期金銭債権	6,113百万円
短期金銭債務	6,320百万円

(4) 保証債務

函館どつく株式会社	625百万円
モーニングダイダラスナビゲーション社	1,819百万円
合　計	2,444百万円

(5) 取締役に対する金銭債務(未払役員退職慰労金)

長期金銭債務	507百万円

6.損益計算書に関する注記

関係会社との取引

売 上 高	587百万円
仕 入 高	28,536百万円
営業取引以外の取引高	2,235百万円

7.株主資本等変動計算書に関する注記

当期末における自己株式の数	普通株式	9,170株

8.税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	百万円
(繰延税金資産)	
保証工事引当金	152
未払事業税	163
投資有価証券	190
関係会社株式	14,394
退職給付引当金	807
未払役員退職慰労金	159
税務上の欠損金	1,948
貸倒引当金	10
その他	1,084
計	18,907
評価性引当額	△16,527
繰延税金資産 合計	2,380
(繰延税金負債)	
特別償却準備金	△0
固定資産圧縮積立金	△20
その他有価証券評価差額金	△6,786
資産除去債務	△3
繰延税金負債 合計	△6,809
繰延税金負債の純額	△4,429

（2）法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和７年法律第13号）が2025年３月31日に国会で成立し、2026年４月１日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税がおこなわれることになりました。

これに伴い、2026年４月１日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債については、法定実効税率を30.46％から31.36％に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金負債（繰延税金資産の金額を控除した金額）が195百万円増加し、法人税等調整額が０百万円増加し、その他有価証券評価差額金が195百万円減少しております。

9.関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有割合(%)	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	函館どつく㈱	北海道函館市	100百万円	新造船事業	96.1	5名	新造船の建造委託	新造船の建造委託	23,298	買掛金 前渡金	5,468 8,560
				修繕船事業				新造船建造に係る材料支給	5,073	売掛金 未収入金	7 983
				鉄構陸機事業				債務保証(借入債務)	476	—	—
								保証料の受入	1	未収収益	0
								債務保証(リース債務)	149	—	—
								保証料の受入	0	—	—
								債務保証(仕入債務)	—	—	—
								保証料の受入	1	—	—
								資金の貸付	—	短期貸付金	500
								資金の回収	500	長期貸付金	1,500
								受取利息	23	—	—
								債務の引受 受取利息	2,093 3	仮払金 電子記録債権	321 420
								担保の受入	8,794	—	—
	佐世保重工業㈱	長崎県佐世保市	100百万円	修繕船事業	99.7	4名	新造船建造に係る材料購入	新造船建造に係る材料購入	209	買掛金	19
				機械事業				資金の貸付 資金の回収 受取利息	— 792 101	短期貸付金 長期貸付金 未収収益	792 4,613 20
								担保の受入	8,794	—	—
	モーニングダイダラスナビゲーション社	パナマ共和国パナマ	150千米ドル	船舶貸渡業	100.0	3名	新造船の販売	債務保証	1,820	—	—
								保証料の受入	4	—	—
								事務業務の委託	2	—	—

（注）取引条件および取引方針の決定方針等

1. 新造船の建造委託および新造船建造に係る材料支給ならびに新造船建造に係る材料購入は当社が一般の取引条件を勘案し決定したものであります。
2. 函館どつく㈱および佐世保重工業㈱への貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、回収条件は返済期日に一括返済するものとしております。
3. 函館どつく㈱の債務保証については、同社の金融機関からの借入債務およびリース債務ならびに仕入債務につき債務の保証をおこなったものであり、年率0.2％の保証料を受領しており、また、担保を受け入れております。
4. モーニングダイダラスナビゲーション社の債務保証については、同社の金融機関からの借入につき債務の保証をおこなったものであり、年率0.2％の保証料を受領しております。
5. 函館どつく㈱の債務の引受については、一部の資機材取引の窓口を当社に一本化したことに伴い、債務を引き受けたものであります。なお、利率については市場金利を勘案して合理的に決定しております。
6. 函館どつく㈱および佐世保重工業㈱の担保の受入については、当社の債務の担保に供するために受け入れております。各社に係る債務の残高の区分が困難なため、取引金額には担保に対応する債務の期末残高を記載しております。

10.１株当たり情報に関する注記

（1）	１株当たり純資産額	1,171円49銭
（2）	１株当たり当期純利益	276円55銭

11.記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2025年５月12日

株式会社 名 村 造 船 所
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所
指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　岡　本　健一郎

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　須　藤　英　哉

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社名村造船所の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社名村造船所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2025年５月12日

株式会社 名 村 造 船 所
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所
指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　岡　本　健一郎

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　須　藤　英　哉

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社名村造船所の2024年4月1日から2025年3月31日までの第126期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2024年４月１日から2025年３月31日までの第126期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

(1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議にオンライン形式なども活用して出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所に関して、業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項および第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針および同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人有限責任監査法人トーマツと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。
事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2025年５月12日

株式会社 名村造船所　監査役会
常勤監査役　江口利也 ㊞
常勤監査役　松本好生 ㊞
監査役　大保政二 ㊞
監査役　吉田雅昭 ㊞

（注）　監査役 大保政二および監査役 吉田雅昭は、会社法に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会会場のご案内

会場 大阪市西区立売堀三丁目１番１号
大阪トヨペットビル９階会議室

交通 地下鉄中央線・千日前線 阿波座駅下車、
２号出入口を出て中央大通を東へ約100メートル

当日は、2025年大阪・関西万博会期中のため公共交通機関の混雑が予測されます。ご来場の際は、十分にご留意ください。

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

FSC ミックス 紙｜責任ある森林管理を支えています FSC® C022915

VEGETABLE OIL INK 環境に配慮した植物油インキを使用しています。